

# 第99回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

## 第22回香川県経済・雇用対策本部会議

日 時：令和4年3月4日（金）15時30分～  
場 所：県庁21階 特別会議室

### 議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. 新型コロナウイルス感染症による県内経済等の状況について
4. その他

## 香川県の現状

【1/13～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
3月3日現在	3月2日現在	3月3日現在	3月2日現在
2829人	2797人	2721人	2752人

3月 累積新規感染者数		2月 累積新規感染者数
3月3日現在	3月2日現在	
1305人	860人	10165人

指 標		3月3日現在	3月2日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	<b>36.4%</b> <入院患者96人/病床264床>	<b>36.7%</b> <入院患者97人/病床264床>
	② 〃 (重症確保病床使用率)	<b>26.7%</b> <重症者数8人/病床30床>	<b>23.3%</b> <重症者数7人/病床30床>
	③療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>352.3人</b> <3348人 [入院237人、宿泊療養等3111人]>	10万人当たり <b>340.3人</b> <3234人 [入院196人、宿泊療養等3038人]>
感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>297.7人</b> <直近1週間(2/25～3/3) 2829人>	10万人当たり <b>294.3人</b> <直近1週間(2/24～3/2) 2797人>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

## 香川県の感染者の状況等 (R3.12.27~R4.3.2発生分) n=15114人

## ○性別

男	7548人	50%
女	7566人	50%
<b>計</b>	<b>15114人</b>	<b>100%</b>

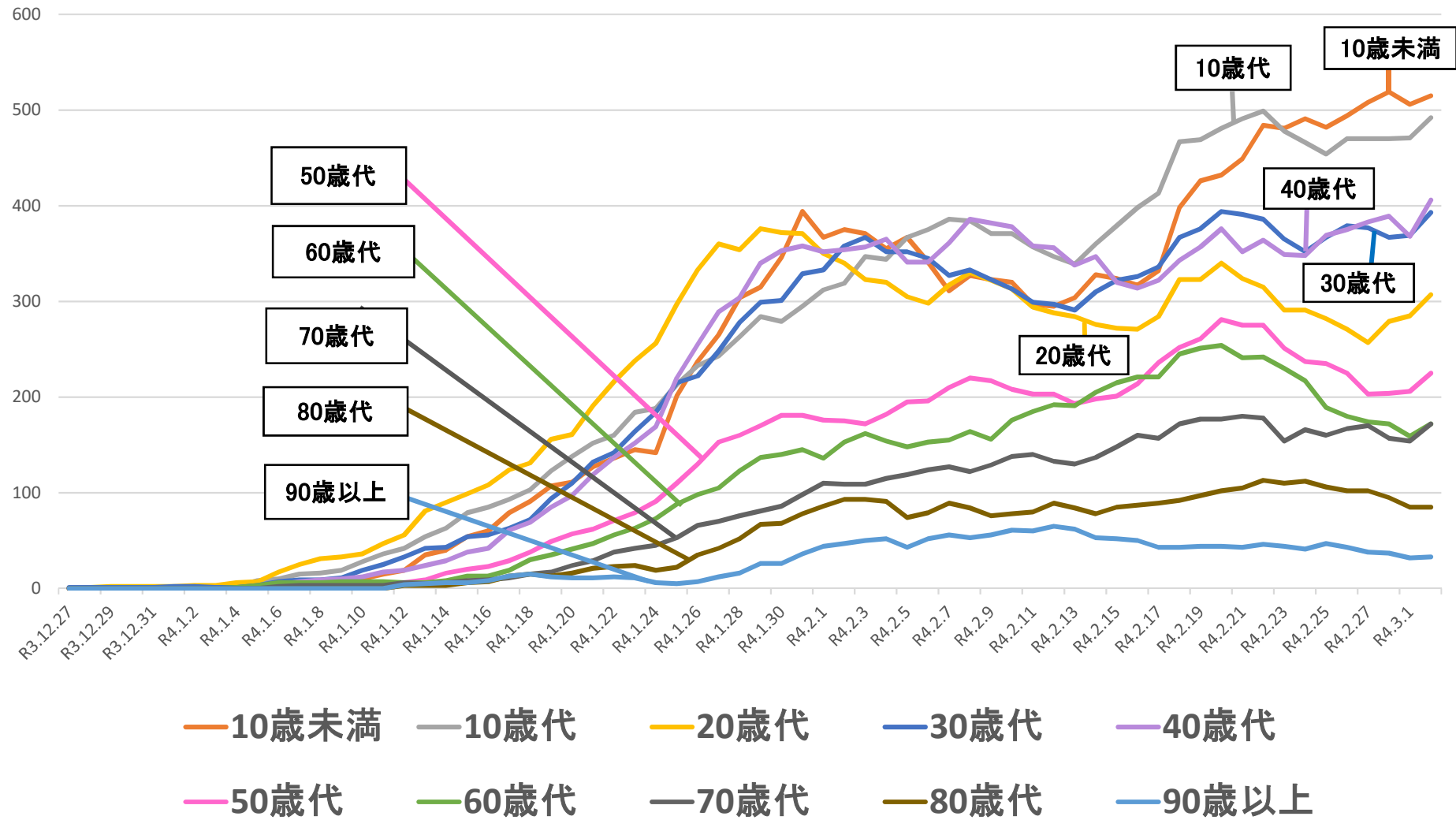
## ○年代

10歳未満	2375人	16%
10歳代	2465人	16%
20歳代	2086人	14%
30歳代	2117人	14%
40歳代	2163人	14%
50歳代	1267人	8%
60歳代	1074人	7%
70歳代	812人	5%
80歳代	500人	3%
90歳以上	255人	2%
<b>計</b>	<b>15114人</b>	<b>100%</b>

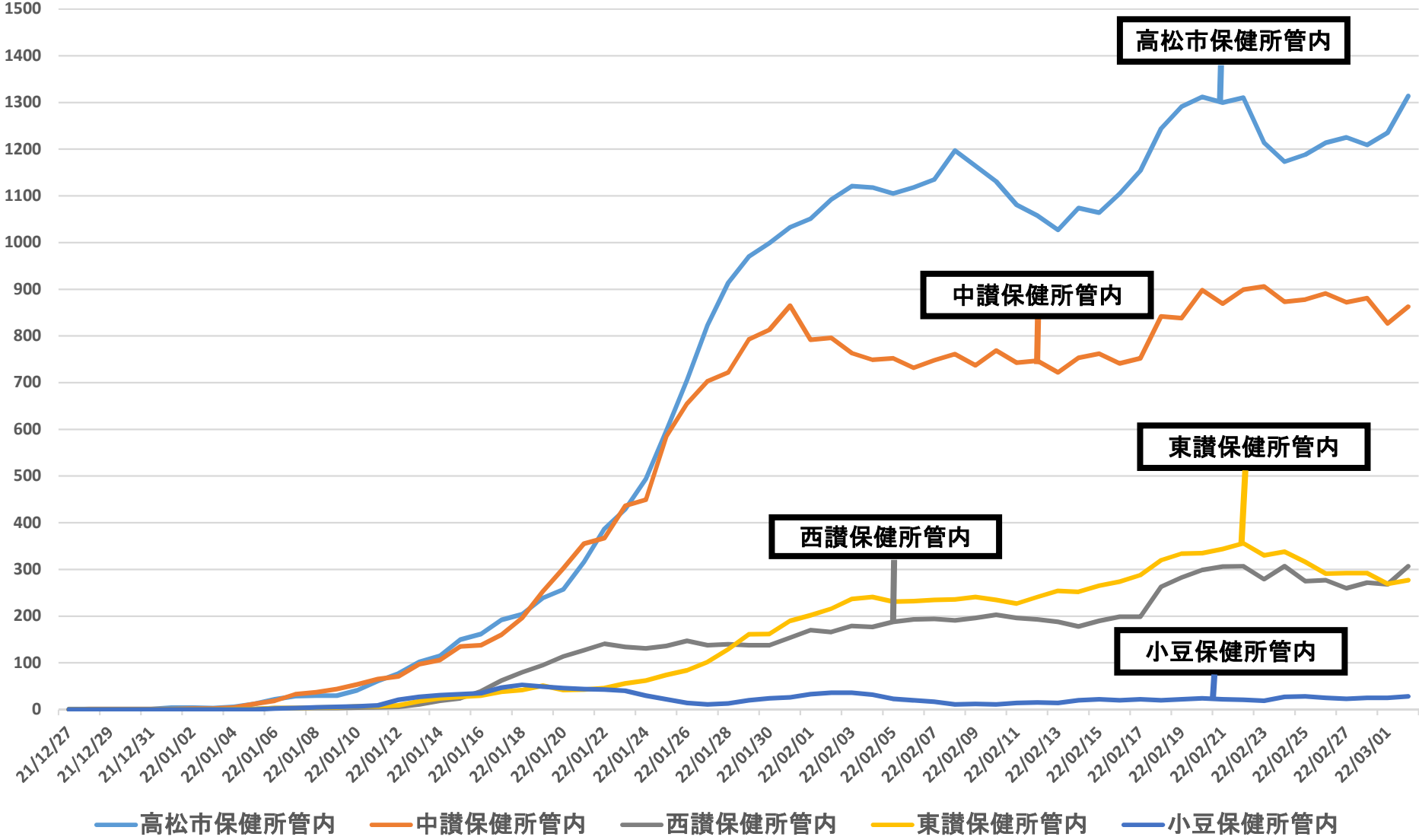
## ○居住地

<b>高松市</b>	<b>6934人</b>	<b>45.9%</b>	<b>東讃管内</b>	<b>1478人</b>	<b>(9.8%)</b>
<b>中讃管内</b>	<b>5034人</b>	<b>(33.3%)</b>	さぬき市	739人	4.9%
丸亀市	2207人	14.6%	東かがわ市	373人	2.5%
坂出市	954人	6.3%	三木町	342人	2.3%
善通寺市	538人	3.6%	直島町	24人	0.2%
宇多津町	492人	3.3%	<b>西讃管内</b>	<b>1394人</b>	<b>(9.2%)</b>
綾川町	223人	1.5%	観音寺市	556人	3.7%
琴平町	122人	0.8%	三豊市	838人	5.5%
多度津町	324人	2.1%	<b>小豆管内</b>	<b>197人</b>	<b>(1.3%)</b>
まんのう町	174人	1.2%	土庄町	144人	1.0%
			小豆島町	53人	0.4%
			県外	77人	0.5%
			国外	0人	0.0%
			<b>計</b>	<b>15114人</b>	<b>100.0%</b>

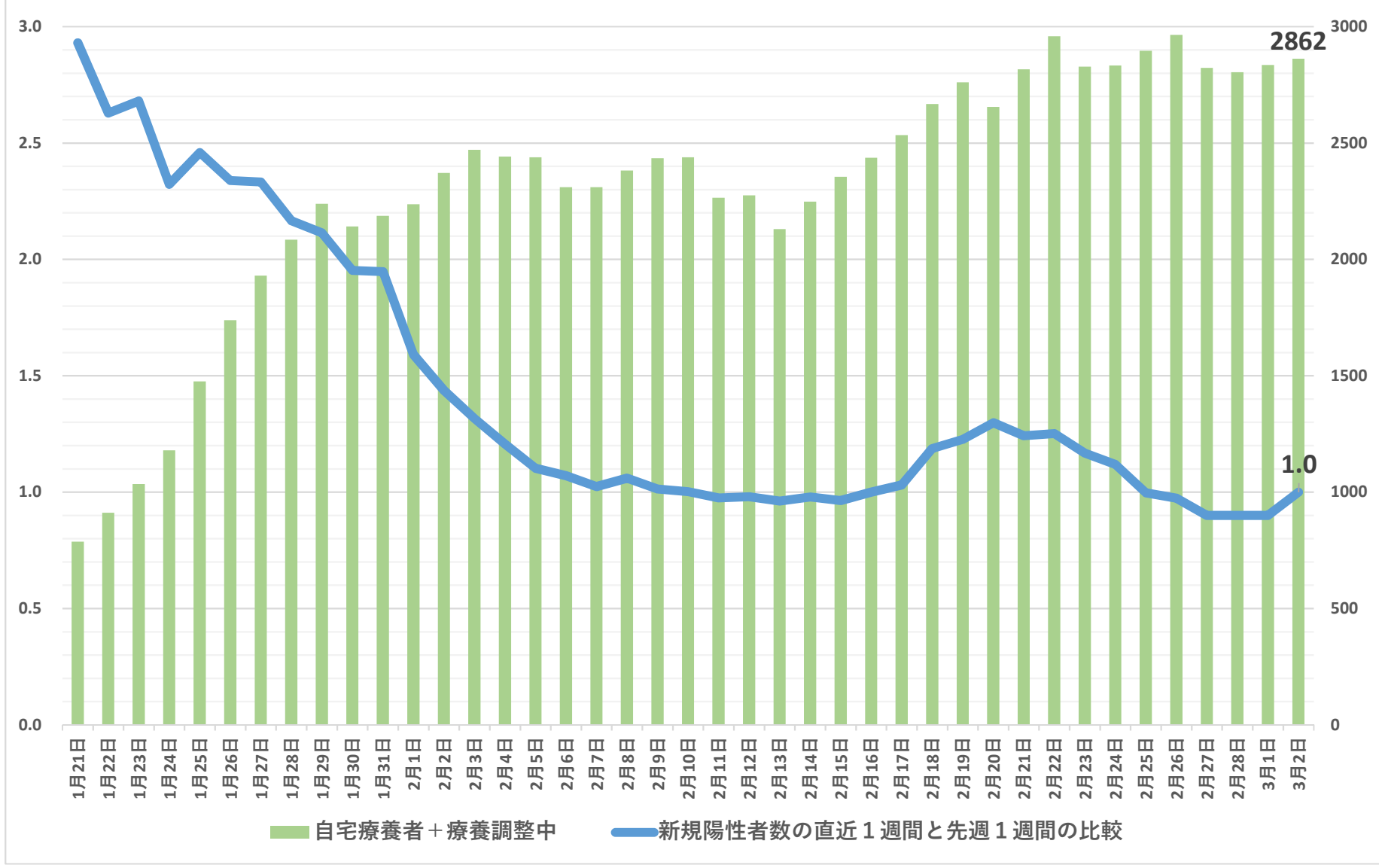
年代別感染者数 (R3.12.27~R4.3.2)  
直近1週間の累積新規感染者数



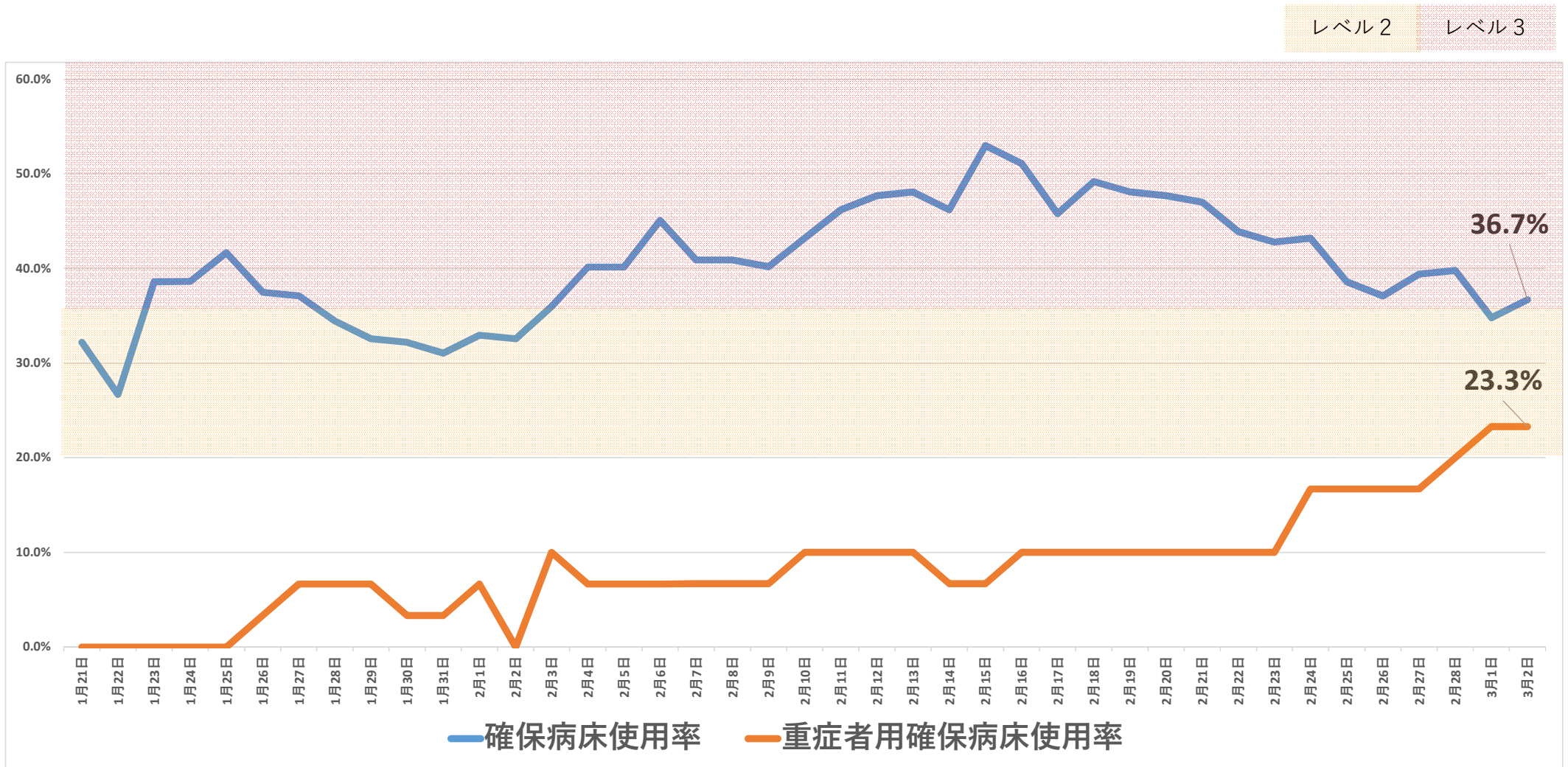
各保健所管内における感染者の推移 (R3.12.27~R4.3.2)  
直近1週間当たりの累積新規感染者数、県外分除く



重点措置終了の考え方に基づく香川県の各指標推移 (R4.1.21-R4.3.2)



## 重点措置終了の考え方に基づく各指標の推移 (R4.1.21-R4.3.2)



## 知事から「まん延防止等重点措置」の延長に伴う県民の皆さまへのお願い ～ 感染防止対策への集中的取組みの徹底を！ ～

年初から全国的に、感染力が非常に強いオミクロン株が急速に浸透し、香川県においても感染が急拡大し、医療提供体制への影響が懸念されたため、1月21日から3月6日までの間、まん延防止等重点措置が適用され、現在、県下全域を措置区域として感染防止対策の強化を図っているところです。

全国の感染状況としては、緩やかに減少傾向にあるものの、香川県においては、2月18日、495人と過去最多を大幅に超える新規感染者が発生して以降、依然として高い水準で推移しており、高松市や中讃地域を中心に県内全域で、学校や児童福祉施設等、高齢者施設等に広がっており、感染の連鎖が続いている状況にあります。

オミクロン株は、感染・伝播性の高さが示されている一方で、無症状や軽症者が多く、若年層や基礎疾患のない方は重症化しにくい、との認識が広まっておりますが、感染すると重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方々へ感染が広がっており、重症者向けの確保病床使用率も高まっている状況にあります。

今後、さらにこうした事態が進むと、保健所の負担が一層大きくなるとともに、医療提供体制がひっ迫し、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、医療従事者が不足する事態となるなど、通常医療や救急医療にも大きな影響が生じるため、今、感染の連鎖を断ち切る必要があります。

このため、県として、今月6日までのまん延防止等重点措置を延長した上で、引き続き、飲食店の営業時間短縮要請により、人流の抑制を図るとともに、家族・親族間の感染を通じた高齢層への広がり可能な限り抑えることを強く呼びかける必要があると考え、3月3日、国に対し、まん延防止等重点措置を延長するよう要請しました。

今回、再度延長を行うことで、県民の皆さま、事業者の皆さま、特に、飲食に関連する事業者の皆さまには、長期間、大きなご負担をおかけすることとなりますが、これまでにない危機的な状況の拡大を一刻も早く食い止め、社会を可能な限りもとの状態に戻せるよう、取り組んでいきたいと考えており、明日3月5日（土）から21日（月・祝）までの間を、「感染防止対策集中取組期間」に位置付け、集中的に対策に取り組むことで、感染の拡大を抑えていきたいと考えておりますので、県民の皆さま、事業者の皆さまのご協力をお願いいたします。

### 【感染防止対策集中取組期間】

#### 1. 県民の皆さまへのお願い

##### (1) 外出・移動について

- 適切な感染防止策をより一層徹底
- 不要不急の都道府県間の移動は控える
- ご高齢の方や基礎疾患のある方、こうした方々と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面・場所への外出は避ける



## (2) 会食について

- 外食は、「かがわ安心飲食認証店」を利用
- 黙食を基本とし、会話をする際にはマスクを着用
- 座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底

## (3) 家庭内について

- 家庭内でも定期的な換気を
- こまめな手洗い等を実践
- 同居するご高齢の方や基礎疾患のある方と会話をする際にはマスクを着用
- 食事の時間や場所を変える工夫を

## (4) その他

- 多人数での会合、催しの延期など慎重に検討

## 2. 事業者の皆さまへのお願い

- テレワーク、時差出勤の推進
- 気兼ねなく休めるルール、雰囲気づくり
- 密にならない工夫
- “場の切り替わり”での対策・呼びかけ
- 基本的な感染防止対策の徹底を

この「感染防止対策集中取組期間」においては、人の動きが活発化する年度末・年度初めに向けた感染拡大を防止するため、県民の皆さまには、大切な家族や友人、仲間へ感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、飲食は、なるべく少人数で黙食を基本としていただき、会話をする際にはマスクの着用を徹底していただくとともに、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底をお願いいたします。

また、お子様への感染防止策の徹底に加え、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方については、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取り組みをお願いいたします。

教育関係者の皆さまにも、児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、引き続き、感染症対策の徹底により、学校運営や活動に影響が生じることとなりますが、改めて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事業者の皆さまには、業種別ガイドラインの遵守の徹底や、事業継続計画の再確認、策定、テレワーク等の活用などについて、改めてお願いするとともに、特に、飲食事業者の皆さまには、長期間、これまで以上にご負担をおかけすることとなりますが、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、ワクチンの追加接種（3回目）について、武田／モデルナ社ワクチンは供給も多く、ファイザー社と同様に、発症や重症化を予防する効果が確認されているところで、希望される方は早めに予約、接種をお願いいたします。

各市町においても、接種券の前倒し発送や接種会場の設置、各種広報など、追加接種の円滑な推進に向けた取組みをお願いいたします。

まん延防止等重点措置の延長については、本日開催される政府対策本部において決定されることとなっており、これを踏まえ、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年3月4日

香川県知事 浜田 恵造

## 1. 県民の皆さまへのお願い

### (1) 外出・移動について

- 適切な感染防止策をより一層徹底
- 不要不急の都道府県間の移動は控える
- ご高齢の方や基礎疾患のある方、こうした方々と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面・場所への外出は避ける

### (2) 会食について

- 外食は、「かがわ安心飲食認証店」を利用
- 黙食を基本とし、会話をする際にはマスクを着用
- 座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底

# 感染防止対策集中取組期間 ②

## (3) 家庭内について

- 家庭内でも定期的な換気を
- こまめな手洗い等を実践
- 同居するご高齢の方や基礎疾患のある方と会話をする際にはマスクを着用
- 食事の時間や場所を変える工夫を

## (4) その他

- 多人数での会合、催しの延期など慎重に検討

## 2. 事業者の皆さまへのお願い

- テレワーク、時差出勤の推進
- 気兼ねなく休めるルール、雰囲気づくり
- 密にならない工夫
- “場の切り替わり”での対策・呼びかけ
- 基本的な感染防止対策の徹底を

感染拡大防止対策期（1月13日～3月21日）

資料2-3

令和4年3月4日改訂

# 香川県

## まん延防止等重点措置

<期間>

令和4(2022)年1月21日(金)

～

令和4(2022)年3月21日(月・祝)

## 実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市町を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項等により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

※特措法第31条の6

まん延防止等重点措置に係る措置区域の県民・事業者への感染防止の協力要請等

※第24条第9項

県民・事業者への感染防止の協力要請等

## 措置区域

香川県全域

## 期 間

令和4年1月21日(金)～3月21日(月・祝)

## ●県民への協力要請①【法第24条第9項】

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスク（不織布マスクを推奨）の着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底するよう協力要請
  - 【別添1】（省略）：人の接触を8割減らす10のポイント  
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
  - 【別添2】（省略）：新しい生活様式（生活スタイル）の実践例  
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
  - 【別添3】（省略）：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう協力要請  
（対象者全員検査を受けた場合を除く）
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
  - 【別添4】（省略）：業種別ガイドライン

## ●県民への協力要請②【法第24条第9項】

- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請  
【別添5】（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルの5人以上の会食を避けるよう協力要請  
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- 感染リスク高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う  
【別添6】（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫  
（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）



●**県民への要請**【法第31条の6第2項】

香川県全域

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請

●**県外から本県に来県される皆様への働きかけ**

香川県以外の地域

- 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ

## ●事業者への協力要請①【法第24条第9項】

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請  
【別添4】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請  
【別添7】（省略）：今後における適切な感染防止策  
【別添8】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請  
【別添9】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 事業所に関する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組みを行うよう協力要請
- 職場に出勤する場合、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを強力に推進するよう協力要請
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

## ●事業者への協力要請②【法第24条第9項】

香川県全域

- ・ 県民生活・県内経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう協力要請
- ・ 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力要請
- ・ 飲食店における同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請  
※ 認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した会食は除く

## ●事業者への要請【法第31条の6第1項】

香川県全域

- ・ 飲食店に対し、営業時間の短縮を要請
- ・ 飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないよう要請
- ・ 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施するよう要請  
（※）「入場をする者の整理等」、「入場をする者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」、など

# 飲食店への営業時間短縮の第11次要請 ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

- 1 実施期間(要請期間) 令和4年3月7日(月) 午前0時 ～ 3月21日(月・祝) 午後12時
- 2 対象区域(8市9町) 香川県内全域
- 3 根拠 特措法第31条の6第1項、第24条第9項
- 4 対象 **対象区域(香川県内)**において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗  
 ✓ 小売りを営業主とする場合や宅配・テイクアウト専門店等は除く

## 5 要請の内容

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
要請の内容	✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請		
	✓ 営業時間は、午前5時から <b>午後9時まで</b> に限る	✓ 営業時間は、午前5時から <b>午後8時まで</b> に限る	✓ 営業時間は、午前5時から <b>午後8時まで</b> に限る
	✓ 『酒類の提供』は <b>午後8時まで</b>	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請
	→ 『認証店』については、上記の何れかを継続して選択することを可能とする		—
	✓ 同一グループの同一テーブルでの <b>5人以上の会食を避ける</b> よう協力要請 ( <b>認証店</b> のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く)		

飲食店を経営されている皆様には、11度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。8

# 香川県営業時間短縮協力金（第11次） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

※第11次要請の全期間を通して、営業時間短縮等にご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります。  
 （深夜営業をされている店舗について、3月7日（月）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。）  
 ※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。  
 ※『認証店』については、時短営業の内容を選択制としており、要請期間を通じてどちらか一方に固定した協力金をお支払いします。

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
時短営業の内容	営業時間・午前5時から午後9時まで 酒類提供・午後8時まで	営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む）	営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む）
協力金の内容	※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。
	＜中小企業＞ 前年、前々年又は前々々年の1日当たりの売上高に応じて		
	<b>2.5万円～7.5万円</b> ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下 →一律 <b>2万5千円</b> /日を支払い ・1日当たりの売上高が8万3,333円超 →1日当たりの売上高× <b>0.3</b> （上限 <b>7万5千円</b> /日）	<b>3万円～10万円</b> ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律 <b>3万円</b> /日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高× <b>0.4</b> （上限 <b>10万円</b> /日）	<b>3万円～10万円</b> ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律 <b>3万円</b> /日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高× <b>0.4</b> （上限 <b>10万円</b> /日）
	＜大企業＞ ※中小企業においてもこの方式を選択可		
前年、前々年又は前々々年からの1日当たりの売上高の減少額の <b>4割</b> → <b>上限20万円</b> /日又は <b>前年、前々年若しくは前々々年</b> 1日当たり売上高× <b>0.3</b> のいずれか低い額	前年、前々年又は前々々年からの1日当たりの売上高の減少額の <b>4割</b> → <b>上限20万円</b> /日	前年、前々年又は前々々年からの1日当たりの売上高の減少額の <b>4割</b> → <b>上限20万円</b> /日	

※申請受付要項は、4月中旬に公表します。  
 ※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

# 香川県営業時間短縮協力金（第11次）～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第11次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、4月中旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も令和4年3月7日（月）から3月21日（月・祝）までの間、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける、要請対象の飲食店の皆様へ、協力金の一部を早期にお支払いする制度を設けます。（大企業は対象となりません。）

**香川県内の飲食店 定額 15万円**（5日分）  
 （認証店が午後9時までの時短を選択する場合、6日分）

## 申請対象

※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓ 3月7日～3月21日の時短等要請に全面的にご協力いただける事業者
- ✓ 第1次～第8次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
- ✓ 第11次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
- ✓ 売上高方式で申請すること（売上高減少額方式は選択できません）

## 早期一部支払い制度の概要

### 【イメージ】

時短要請	第1次 4/7～4/20	第2次 4/28～5/11	第3次 5/12～5/31	第4次 6/1～6/14	第5次 8/7～8/19	第6次 8/20～9/12	第7次 8/27～9/12	第8次 9/13～9/30	第9次 1/21～2/13 1/25～2/13 2/ 2～2/13	第10次 2/14～3/6	第11次 3/7～3/21	本申請受付
【対象】 高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	13日間	24日間		18日間	24日間	21日間	15日間 5(6)日分	
【対象】 高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間			17日間	18日間 「7市6町」24日間 「2町」20日間 「1町」12日間		21日間	15日間 5(6)日分	

「第1次～第8次」のいずれかの営業時間短縮協力金の受給実績あり

↑  
早期支払い分

※早期一部支払いの詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、3月中旬に公表します。

※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、早期支払い分は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

## 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置を実施する対象施設

種類	対象施設例（※その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるもの）
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等
運動施設 及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等
物品販売業 を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く [※] ）
サービス業 を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く [※] ）

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療等

## ●イベント等の開催【法第24条第9項】

香川県全域

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請  
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請  
【別添10】（省略）：イベント等の開催に係る留意事項

## ●県有施設等における対応

香川県全域

- 適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館する。
- 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設（※1）について、**土日祝日（※2）は、原則、休園・休館し、貸館予約（※3）は、新規分の受付を停止する。**  
※1 栗林公園、さぬきこどもの国、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、瀬戸内海歴史民俗資料館、瀬戸大橋記念館  
※2 3月12日（土）・13日（日）・19日（土）・20日（日）・21日（月・祝） ※3 栗林公園、県立ミュージアム
- 対策期間における県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施する。



## ●県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、在宅勤務の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減や、時差出勤等による接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

※ 適用期間のみ延長し、その他の項目に変更はありません。

令和 4 年 3 月 4 日

イベント等の開催に係る留意事項について  
(イベントに関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間

令和 4 年 1 月 2 1 日 (金) から同年 3 月 2 1 日 (月・祝) までの間

※ 令和 4 年 1 月 2 0 日 (木) までにチケットが販売されたイベントについては、同日までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、適用期間以降、開催制限を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(できるだけ 2 m、最低 1 m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

※ 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。  
なお、「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外である。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から 1 年間保管することとする。

ただし、上記 2 の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント (大声なし)を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000 人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。

#### 4 感染防止安全計画の策定・提出

##### (1) 対象

大声なしの5,000人超のイベント

##### (2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は20,000人とする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

なお、安全計画策定イベントにおいて、対象者全員検査を実施する場合には、人数上限を収容定員までとする。

##### (3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

#### 5 留意事項

別添10：イベント等の開催に係る留意事項

省略

別紙1：チェックリスト

省略

別紙2：感染防止安全計画

省略

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

省略

#### (参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年2月18日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その4)」(令和4年2月10日付け事務連絡)

# 重点措置延長に伴う対策の方針

## 1 感染の連鎖を断ち切るための対策

- 増加傾向にある年齢層への対策
- クラスター防止の対策
- 家庭内感染対策の徹底

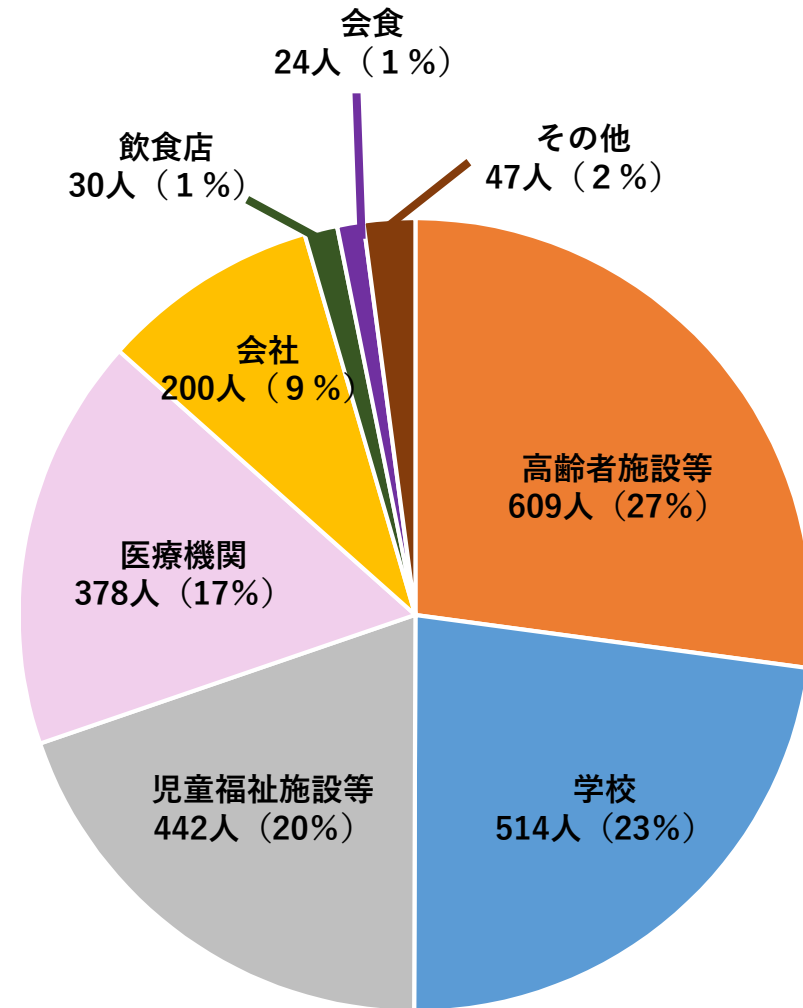
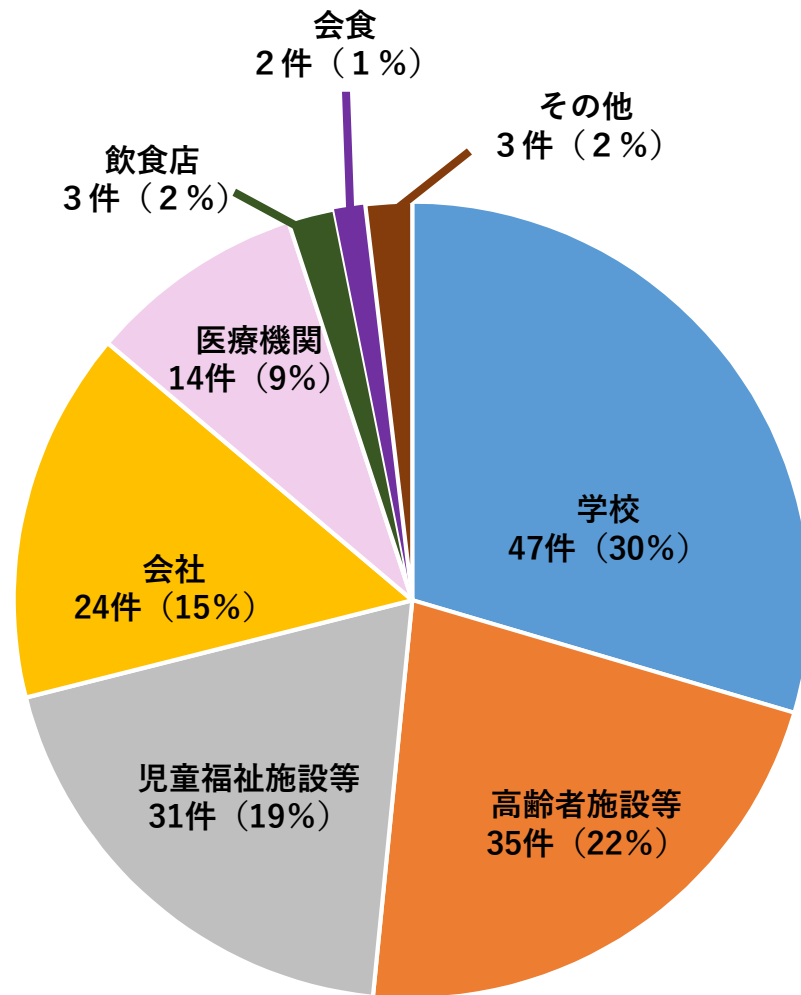
## 2 感染予防の促進

- ワクチン追加接種の促進

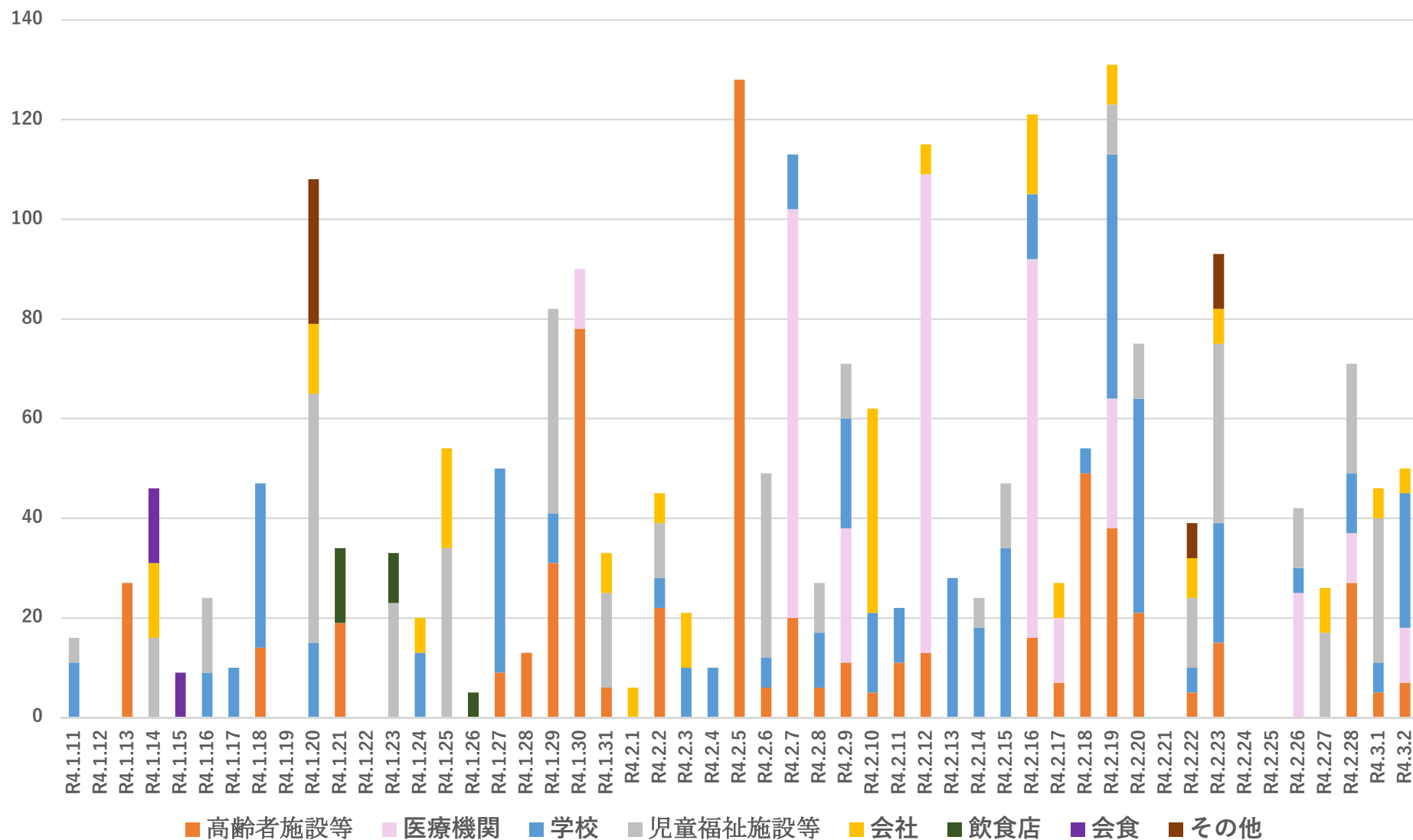
## 3 人流の抑制

- 集客施設（県有施設）の休園・休館

# 1 令和4年1月以降のクラスター発生状況 (3月2日発表分(3月1日発生分)まで 159件 2,244人 )



## 2 令和4年1月以降のクラスター発生状況 (3月2日発表分(3月1日発生分)まで 159件 2,244人)



※同一施設で複数回発生した場合は、初回発表した日に後から発生した人数を合計している。

# 児童福祉施設等及び高齢者施設等の対策

感染者の多い年齢層（10歳未満の児童）が関係する児童福祉施設等や、感染による重篤化が懸念される高齢者施設などの対策

- 感染が疑われる場合は、抗原検査キットによる検査を実施
- 施設管理者に感染防止のためのチェックリストを配布
- 体調不良の職員を働かせないことなど注意喚起のチラシを配布
- 利用者の家族にチラシを配布し、感染防止対策の協力を呼びかけ

## 保育所等での感染を防ぐためのお願い

- 職員や児童の体調観察の徹底

職員は体調に異変を感じたら、まずは施設に報告  
職員は**休む勇気**を、施設は**休ませる配慮**を

- 職員が一堂に集まる機会を避ける
- こまめな換気、こまめな消毒(共用部分の備品等)
- マスクや手袋など感染防護具の使用方法の再確認
- 児童の家族にも感染防止対策の協力依頼



# 保育所等の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染防止に向けた取組

### 施設がすべきことは？

(感染症対策の再徹底)

- 児童の健康状態や変化の有無等に留意するよう職員に徹底する。
- 感染防止に向けた取組を職員全員が取り組むよう徹底する。

(施設への立ち入り)

- 委託業者等からの物品の受渡し等は玄関など施設の限られた場所とする。  
施設内に入る場合は、体温を計測し、発熱がある場合には立ち入りを断る。
- 施設内に入入りした業者等の来訪者記録(氏名・来訪日時・連絡先)を記録する。

(事前に確認しておくべきこと)

- 衛生用品、個人用防護具の確保
- 発生時における嘱託医や協力医療機関の対応の確認

### 職員がすべきことは？

(感染症対策の再徹底)

- マスクの着用や手洗い、アルコール消毒等を徹底する。
- 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合は、出勤しないことを徹底する。
- 保育室や事務室等でマスクをはずして飲食をする場合、児童や他の職員と一定の距離を保ち黙食する。
- 職員自らの行動記録をつける。

### 業務従事上の留意点

(基本的な事項)

- 「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける。

- 同じ時間帯・同じ場所での保育の実施人数の縮小
- 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の児童同士の距離への配慮
- 定期的な換気
- 声を出す機会の最小化
- 声を出す機会が多い場合のマスク着用
- 清掃の徹底
- 共有物の消毒の徹底
- 手指衛生の励行の徹底



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。 厚労省HPより

(送迎時等の対応等)

- 登園時に、家族又は職員が児童の体温を計測し、発熱等がある場合は、利用を断る。  
送迎者もできる限り、発熱等が無い方に依頼する。
- 送迎時には、窓を開ける等換気に留意。送迎後に児童や保護者の接触頻度が高い場所(手すり等)を消毒する。

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 087-832-3284

## ～保育所等を利用する御家族の皆様へ～

保育所等は、保護者が働いているなどにより、家に1人であることができない年齢の児童が利用するものであることから、県では、感染拡大防止の徹底を前提として、原則として引き続き開所をお願いしています。

一方で、施設側の取組だけでは限界があることから、児童の御家族の皆様におかれましても、感染拡大防止に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- 児童の送迎時などには、**症状がなくてもマスクを着用**しましょう。
- 会話時には距離をあけて**ください。（1m以上）
- 毎朝、児童の体温と健康のチェック**を行い、風邪症状や発熱などの症状がある場合や、体調が悪い場合は、**保育所等の利用を控えて**ください。
- 送迎を行う方についても、**毎朝、体温と健康のチェック**を行い、風邪症状や発熱がある場合や、体調が悪い場合は、**できる限り風邪症状や発熱のない他のご家族の方が送迎**するようお願いいたします。
- こまめな手洗い、手指消毒**をしましょう。  
保育所等に入るとき、食事前、トイレの後、帰宅後などは、特に忘れないようにしてください。
- エアコンを使用中であっても**定期的に換気**をしましょう。共有スペースや他の部屋も窓を開けて換気してください。
- 栄養のある食事、水分をとるように心がけてください。
- 発熱やのどの痛みなどの症状があるときは、まずは地域の身近な医療機関（かかりつけ医など）へ電話相談をお願いします。どこに相談すればよいか分からないときは「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」（0570-087-550）に御相談ください。

※体調等の関係でマスク着用が難しい場合であっても、咳やくしゃみの際にはハンカチやタオル、袖口で口元をおさえてください。

## 高齢者施設等での感染を防ぐためのお願い

- 職員や利用者の体調観察の徹底

職員は体調に異変を感じたら、まずは施設に報告  
職員は**休む勇気**を、施設は**休ませる配慮**を

- 職員が一堂に集まる機会を避ける
- こまめな換気、こまめな消毒(共用部分の備品等)
- マスクや手袋など感染防護具の使用方法の再確認
- 利用者の家族にも感染防止対策の協力依頼

## 高齢者施設等における感染状況例

	1日目	2日目	3～5日目	6日目	7日目
<b>A施設</b>	職員①（倦怠感により施設に連絡・自宅待機）	職員①（受診・PCR検査により陽性が判明）			
		職員①は10日間自宅療養			
		他の職員・利用者に症状なし			
<b>B施設</b>	職員ア（倦怠感あるも出勤・終日勤務）	（休日）	職員ア（発熱・PCR検査により陽性が判明） 利用者イ（発熱）→陽性 利用者ウ→陽性	B施設内関係者全員PCR検査 職員エ →陽性 利用者オ→陽性 利用者カ→陽性 <b>クラスター発生</b>	職員キ（体調不良）→陽性 利用者ク（発熱）→陽性 利用者ケ（鼻水）→陽性

# 高齢者入所施設の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染防止に向けた取組

### 施設がすべきことは？

#### (感染症対策の再徹底)

- 利用者の健康状態や変化の有無等に留意するよう職員に徹底する。
- 感染防止に向けた取組を職員全員が取り組めるよう徹底する。

#### (外部の方の施設への立ち入り)

- 委託業者等からの物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所とする。  
※施設内に入る場合は、体温を計測し、発熱がある場合は入館を断る。
- 事業所内に入入りした業者等の来訪者記録（氏名・来訪日時・連絡先）を作成する。

#### (事前に確認しておくべきこと)

- 衛生用品、個人用防護具の確保
- 嘱託医や協力医療機関の発生時における対応の確認
- 発生時における職員の応援体制の確認（給食の提供体制も含む）

### 職員がすべきことは？

#### (感染症対策の再徹底)

- マスクの着用、手洗い、アルコール消毒等を徹底する。
- 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤をしないことを徹底する。
- 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つ。
- 職員自らの行動記録をつける。



### サービス提供時の留意点

- 「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける。
  - ・ 同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小
  - ・ 定期的な換気
  - ・ 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保
  - ・ 声を出す機会の最小化
  - ・ 声を出す機会が多い場合のマスク着用
  - ・ 清掃の徹底
  - ・ 共有物の消毒の徹底
  - ・ 手指衛生の励行の徹底

## ～高齢者通所・訪問系サービス等の利用者・御家族の皆様へ～

介護サービスは、利用者・その家族の生活を維持する上で欠かせないものであることから、県では、感染拡大防止の徹底を前提として、必要なサービスを継続的に提供するよう各事業所をお願いしています。

一方で、事業所の取組だけでは限界があることから、利用者本人、またその御家族の皆様におかれましても、感染拡大防止に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- サービス利用時（送迎時の送り出しや出迎えも含む）だけでなく、ケアマネジャーやヘルパーの訪問時にも、**症状がなくてもマスクを着用**しましょう。
- 利用者本人のみでなく、**御家族の方も**サービス提供者等が自宅に来る場合は**マスクを着用**してください。
- 会話時には距離をあけて**ください。（1m以上）
- 毎朝、体温と健康のチェック**を行い、風邪症状や発熱などの症状がある場合や、体調が悪い場合は、**サービスの利用を控えて**ください。
- こまめな手洗い、手指消毒**をしましょう。  
事業所に入るとき、食事前、トイレの後、帰宅後などは、特に忘れないようにしてください。
- エアコンを使用中であっても**定期的に換気**をしましょう。共有スペースや他の部屋も窓を開けて換気してください。
- 栄養のある食事、水分をとるように心がけてください。
- 発熱やのどの痛みなどの症状があるときは、まずは地域の身近な医療機関（かかりつけ医など）へ電話相談をお願いします。どこに相談すればよいか分からないときは「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」（0570-087-550）に御相談ください。

※体調等の関係でマスク着用が難しい場合であっても、咳やくしゃみの際にはハンカチやタオル、袖口で口元をおさえてください。

## ワクチンの追加接種の状況

○ 追加接種(3回目接種)の接種率: 22.3%(全国平均 22.9%)

※ 3月3日(木)時点(ワクチン接種記録システム(VRS))

## 県広域集団接種センターの追加実施

香川県広域集団接種センターにおけるワクチン接種について、3月12日(土)、13日(日)に追加実施。

○接種日時・場所

(1) 日時: 令和4年3月12日(土)、3月13日(日) 9時~12時、13時~16時

場所: 香川県庁本館21階(高松市番町四丁目1-10)

(2) 日時: 令和4年3月22日(火)から4月11日(月)まで 9時~12時、13時~16時

場所: 四国電力体育館(高松市屋島西町2109-8)

○対象者: 2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の次の方

① 前回の香川県広域集団接種センターの接種対象者(※前回、広域集団接種センターで接種されていない方も含む。)

② 上記以外のエッセンシャルワーカー

③ 18歳未満の子どもを持つ保護者

④ ①~③以外で接種を希望する県民の方

○使用するワクチン: 武田/モデルナ社ワクチン

○予約方法・期間: 専用WEBサイトから予約

【先行予約】 3月4日(金)昼12時から 対象: 上記①~③の方

【一般予約】 3月11日(金)午前8時30分から



予約専用WEBサイト

# 県有施設等における対応

## 県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の対応

### 1. 休園・休館（土日祝日(3/12・13・19・20・21)）

栗林公園、さぬきこどもの国、県立ミュージアム、東山魁夷  
せとうち美術館、瀬戸内海歴史民俗資料館、瀬戸大橋記念館

### 2. 貸館予約の停止

栗林公園、県立ミュージアム

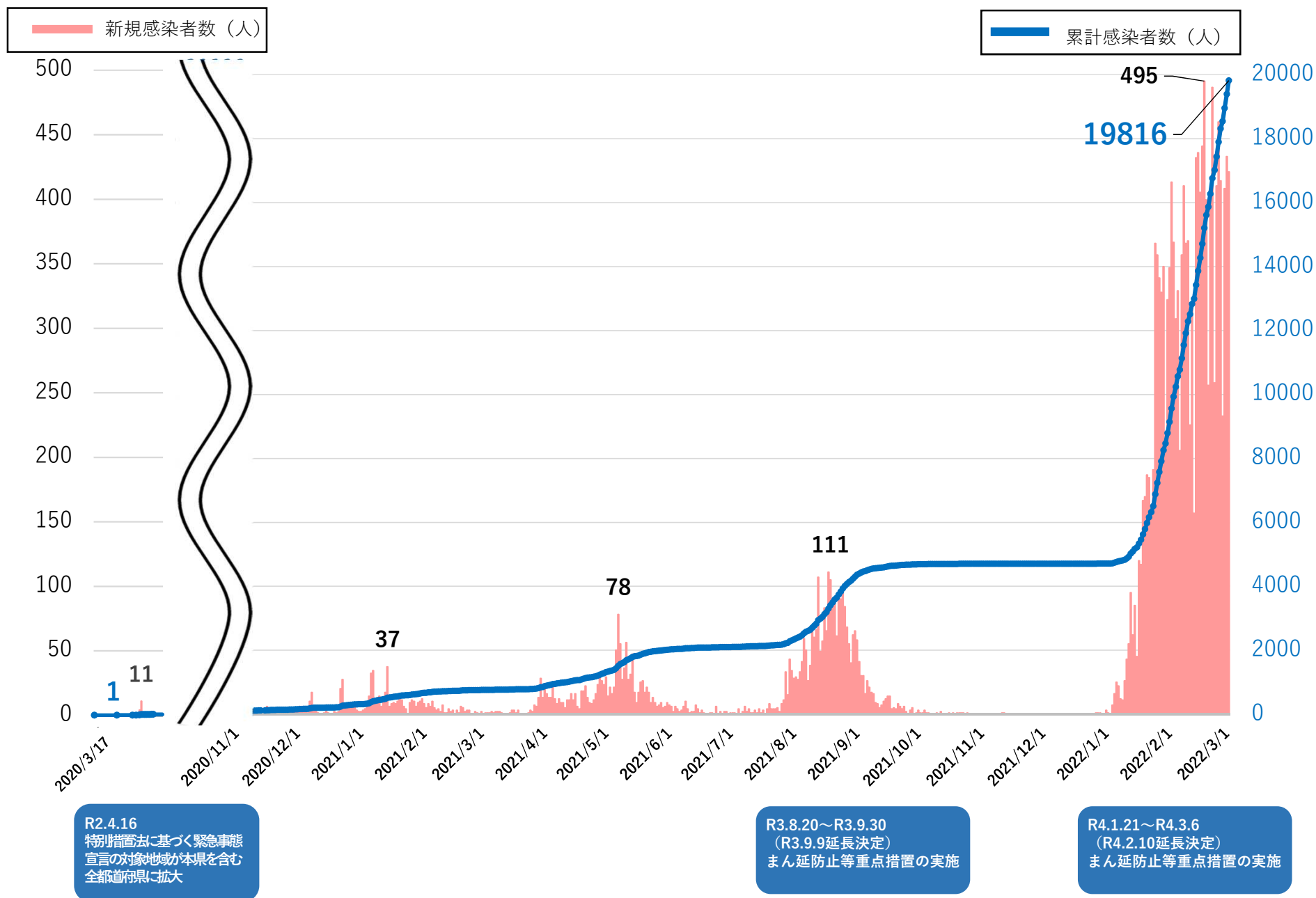
その他の施設は、適切な感染防止策の徹底を図り、  
開園・開館



# 新型コロナウイルス感染症による 県内経済等の状況

香川県新型コロナウイルスにかかる経済・雇用対策WT報告書  
令和4年3月4日

# 1 県内の感染状況（令和2年3月17日～令和4年3月2日）



# 1 県内の感染状況（年代別）

（R3.7.21～R3.9.30発生分）

○年代		
10歳未満	211 人	8%
10歳代	314 人	12%
20歳代	643 人	25%
30歳代	453 人	18%
40歳代	391 人	15%
50歳代	280 人	11%
60歳代	133 人	5%
70歳代	72 人	3%
80歳代	33 人	1%
90歳以上	7 人	0%
<b>計</b>	<b>2,537 人</b>	<b>100%</b>

（R3.12.27～R4.3.2発生分）

○年代		
<u>10歳未満</u>	2,375 人	<u>16%</u>
<u>10歳代</u>	2,465 人	<u>16%</u>
20歳代	2,086 人	14%
30歳代	2,117 人	14%
40歳代	2,163 人	14%
50歳代	1,267 人	8%
60歳代	1,074 人	7%
70歳代	812 人	5%
80歳代	500 人	3%
90歳以上	255 人	2%
<b>計</b>	<b>15,114 人</b>	<b>100%</b>

60%

10%

- 新型コロナウイルス感染症の再拡大後（令和3年12月27日から令和4年3月2日までの間）の感染者を年代別で見ると、10歳未満と10歳代がそれぞれ16%と多く、30歳代以下の層が全体の6割を占めている。
- 一方、70歳代以上の感染者も全体の1割を占め、感染すると重症化リスクの高い年齢層への感染拡大が懸念される状況にある。
- 感染連鎖の事例として、未就学児を預かる施設内でクラスターが発生し、児童を介して各家庭に感染が広がり、中には、別居している祖父母にも感染が広がっているケースもある。

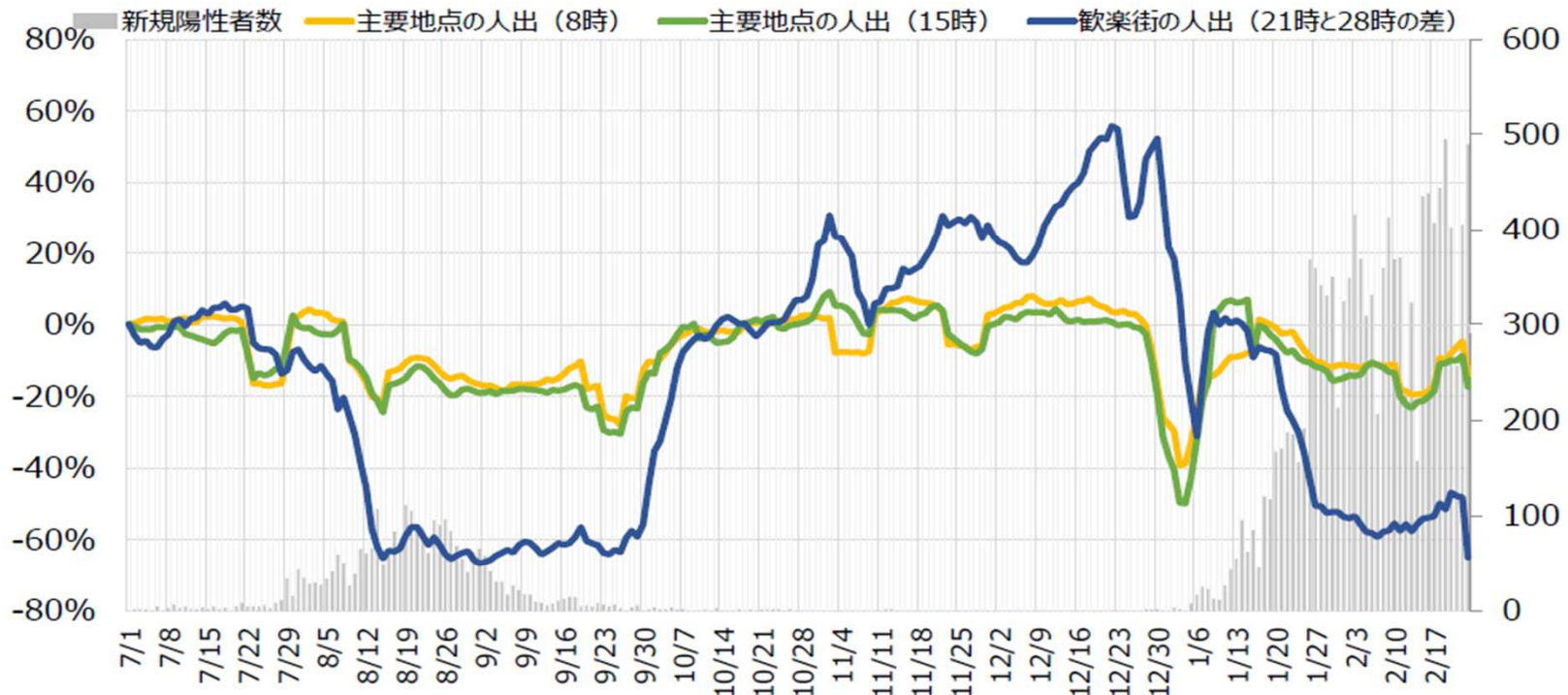


オミクロン株は感染力が極めて強く、感染者や濃厚接触者が急増することにより、県内事業者の事業活動の継続に大きな影響を与えることが懸念される。

## 2 香川県の歓楽街等の人出の推移（令和3年7月1日～令和4年2月24日）

飲食店への営業時間短縮の協力要請等を行った期間（令和3年8月7日～令和3年9月30日、令和4年1月21日～）において、令和3年7月1日と比べて、歓楽街の人出は約5割から6割減少している。

香川県の主要地点、歓楽街の人出（7月1日比、2月24日時点）



直近の対7月1日比増減率（2月23日）	8時	-14%	15時	-17%	21時	-65%
---------------------	----	------	-----	------	-----	------

※グラフは、7月1日時点の人流の後方7日間移動平均（6月25日～7月1日の平均値）に対する、各日の後方7日間移動平均の増減率

（主要地点：高松駅、歓楽街：香川瓦町）

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

提供：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

高松市	県独自の営業時間短縮の協力要請 R3.8.7～ R3.8.19	まん延防止等重点措置による 営業時間短縮の要請 R3.8.20～R3.9.30
高松市 以外	県独自の営業時間短縮の 協力要請 R3.8.27～R3.9.30	

まん延防止等重点措置による  
営業時間短縮の要請

高松市ほか7市6町：R4.1.21～R4.3.6  
綾川町、まんのう町：R4.1.25～R4.3.6  
直島町：R4.2.2～R4.3.6

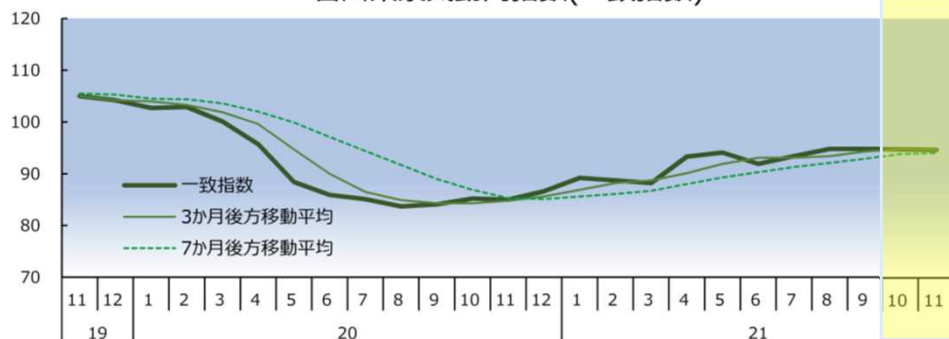
### 3 景況判断

一昨年(2020年)の12月以降から昨年10月までの間「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる」とされていた本県の地域情勢は、昨年(2021年)11月と12月には、その「影響が和らぐ」とされたが、本年(2022年)1月以降の新型コロナウイルス感染症の再拡大によって、再び、昨年10月以前と同じ表現に戻されている。

また、香川県景気動向指数(一致指数)を見ると、一昨年8月を底に、昨年11月までの間は、全体的に緩やかな上昇傾向にあるが、本年1月に入ってからの影響を注視していく必要がある。

香川県	10月	11月	12月	1月
香川県の地域情勢	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐなか、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる	同左	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる
金融経済概況 (日本銀行高松支店)	新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで、基調としては持ち直しに向かっているが、一部に供給制約による下押しの影響がみられる	一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで、全体としては持ち直しつつある	基調としては持ち直しつつあるものの、一部に新型コロナウイルス感染症の再拡大や供給制約による下押しの影響がみられる	基調としては持ち直しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大によって、足もと弱含んでいる
全国	10月	11月	12月	1月
月例経済報告 (内閣府)	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている	新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる

香川県景気動向指数(一致指数)



	21年						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
一致指数	94.1	91.9	93.4	94.8	94.8	94.8	94.7
3か月後方移動平均	91.9	93.1	93.1	93.4	94.3	94.8	94.8
7か月後方移動平均	89.3	90.3	91.3	92.1	92.9	93.9	94.1

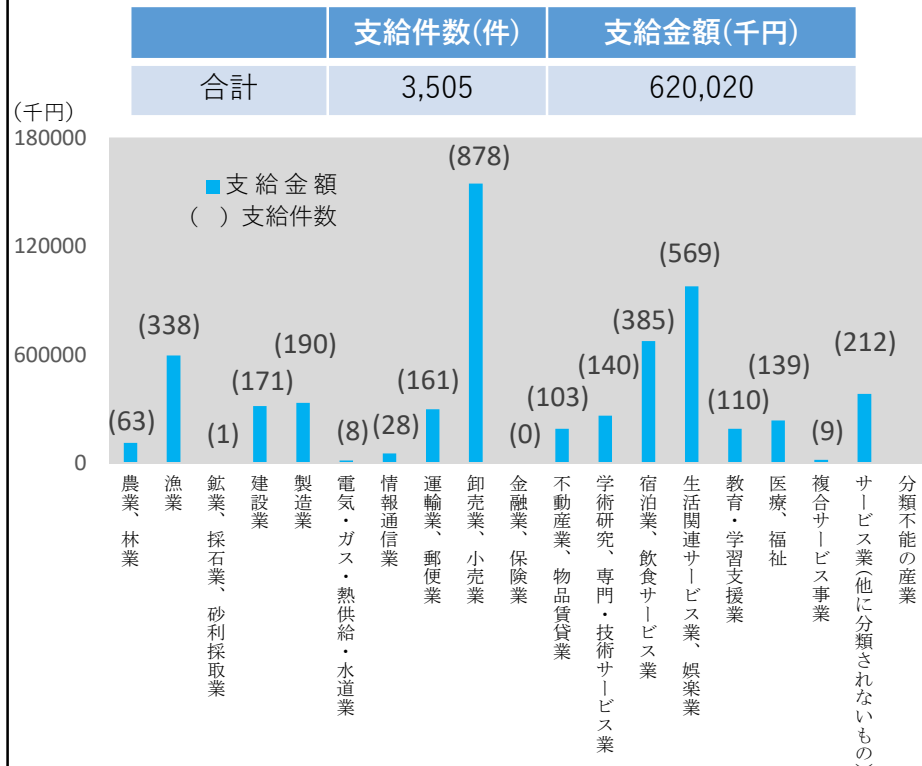
# 4 経済支援策の状況（その1）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県民の外出機会が減少したことなどにより大きな影響を受けた県内事業者の営業継続を支援するため実施した「香川県営業継続応援金」について、第1次の支給件数・総額は3,398件・約9億7千万円、第2次は2,965件・約4億8千万円、第3次は3,505件・約6億2千万円であった。

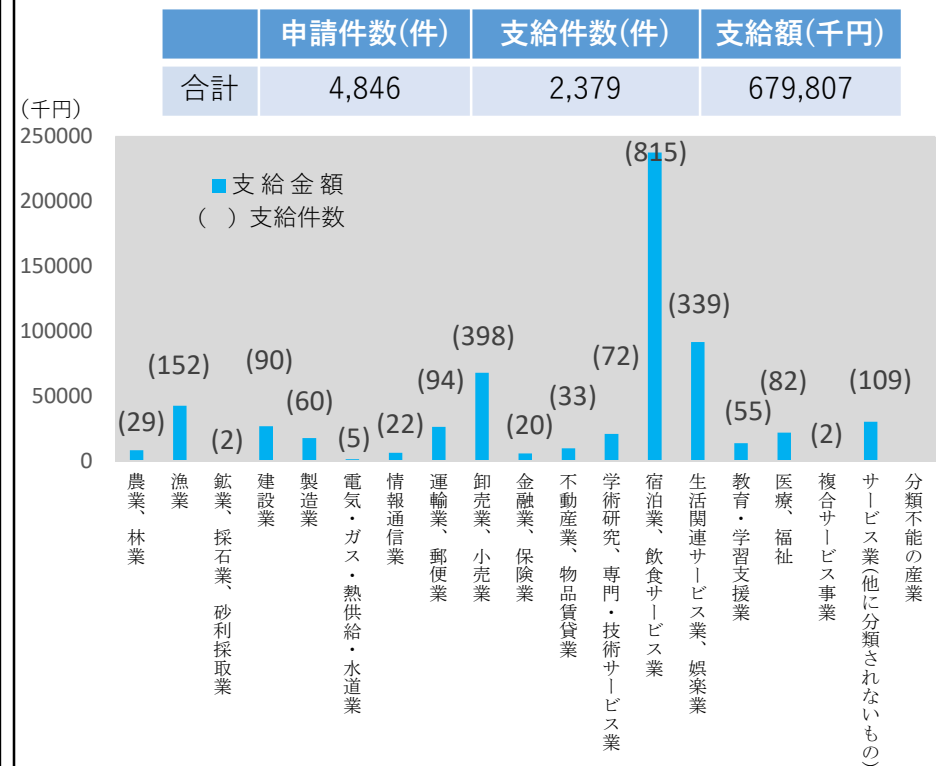
令和3年8月20日～9月30日における県の営業時間短縮・酒類提供停止要請の影響を受けて売上が減少した酒類販売事業者を対象とする「香川県酒類販売業支援金」について、支給件数・総額は38件・約1千2百万円であった。

令和3年10月～12月においては新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いていたが、この期間になおコロナの影響が残り、売上が減少している事業者を対象とした「営業活動回復加速化支援金」については、令和4年2月18日時点で申請が4,846件あり、うち支給済みが2,379件・約6億8千万円（宿泊業・飲食サービス業815件、卸売・小売業398件、生活関連サービス・娯楽業339件、漁業152件、その他サービス業109件、その他業種はいずれも100件未満。）となっている。

**香川県営業継続応援金（第3次）**  
（申請期間：2021.10.27～2021.12.25）



**香川県営業活動回復加速化支援金** ※2月18日時点  
（申請期間：2022.1.18～2022.2.28）



**香川県酒類販売業支援金**  
（申請期間：2021.10.27～2021.12.15）

	申請件数(件)	支給金額(千円)
合計	38	12,375

## 4 経済支援策の状況（その2）

### 県内宿泊助成事業の状況

#### (1) うどん県泊まって癒され再発見キャンペーン

実施期間	利用者数（人泊）	助成金額（千円）
2020.6.19～7.31	28,261	164,421

#### (2) うどん県泊まってかがわ割

実施期間	利用者数（人泊）	助成金額（千円）
2020.8.1～2021.7.26 ※2021年のGW（4/29～5/4）期間中は適用除外 ※2020年12月28日～2021年2月19日の間の新規・既存予約の適用停止 ※2月20日の再開以降は、感染拡大防止集中対策期の間の新規予約 緊急事態対策期の新規・既存予約の適用停止	55,146	207,803

#### (3) 新うどん県泊まってかがわ割（予算額：3,150,000千円 ※事務費除く）

実施期間	助成金額（千円）
2021.7.27～2022.3.10 ※8/3以降、感染拡大防止集中対策期の間の新規予約 緊急事態対策期の間の新規・既存予約の適用停止 ※1/21以降、まん延防止等重点措置の実施中における新規予約・1/27～3/6の間の既存予約の適用停止	約987,447 （3月10日までの 予約を含む） 2月10日時点

#### 香川県宿泊施設受入環境整備支援事業補助金

（申請期間：2021.8.18～2021.10.29、11.8～12.10）

旅館業法の営業許可を受けた宿泊施設で行う感染症対策設備の導入や新たな事業展開に要する経費についての一部補助

2月22日時点	申請件数（件）	交付決定額（千円）
合計	382	530,954

#### 香川県公共交通等利用回復緊急支援事業

（申請期間：2021.12.23～2022.2.10）

2月10日時点	申請件数（件）	交付・給付金額（千円）
合計	235	220,460 （うち支払済96,040）

県内宿泊助成事業として最初に実施した「うどん県泊まって癒され再発見キャンペーン」の利用者数・助成金額は、2020年6月19日から7月31日までで28,261人泊、164,421千円となった。

2020年8月1日から2021年7月26日まで実施した「うどん県泊まってかがわ割」では、感染状況を鑑みて、新規予約の一時停止や対象エリアの変更などを行い、55,146人泊、207,803千円となった。

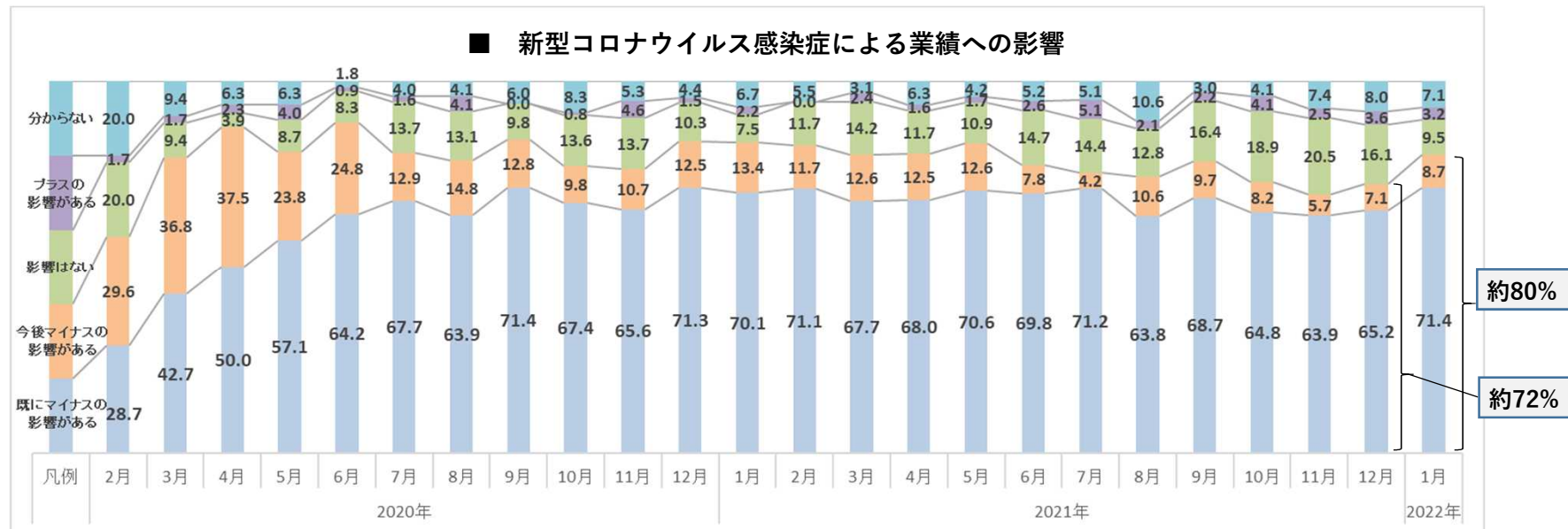
2021年7月27日からは、「新うどん県泊まってかがわ割」を開始し、2021年12月22日以降は段階的に隣県在住者へ対象を拡大したが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新規予約や既存予約の適用停止などにより、2月10日時点で予約も含めて約987,447千円の助成額となっている。

「香川県公共交通等利用回復緊急支援事業」は2月10日時点で235件、220,460千円の交付・給付申請があり、うち96,040千円が支払済みとなっている。

## 5 県内事業者への影響

(株)帝国データバンクの調査「四国地区 新型コロナウイルス感染症に対する企業の意識調査（2022年1月）」によると、新型コロナウイルス感染症の業績への影響について、「マイナスの影響がある」と回答した県内事業者は約80%でとなっており、まん延防止等重点措置が実施される前の12月調査時（約72%）と比べて約8ポイント増加している。また、業界別の回答状況から、直近では建設業、サービス業、製造業などが特に大きな影響を受けていると考えられる。

「四国地区 新型コロナウイルス感染症に対する企業の意識調査（2022年1月）」  
提供元：(株)帝国データバンク



■ 『マイナスの影響がある』割合 ～業界別～

調査期間：2022年1月18日～2022年1月31日 (%)

順位	業界	マイナスの影響がある	既にマイナス	今後マイナス
1	建設	87.0	87.0	0.0
2	サービス	83.3	75.0	8.3
3	製造	81.0	76.2	4.8
4	卸売	80.0	60.0	20.0
5	運輸・倉庫	75.0	62.5	12.5
6	小売	66.7	66.7	0.0
7	不動産	50.0	50.0	0.0



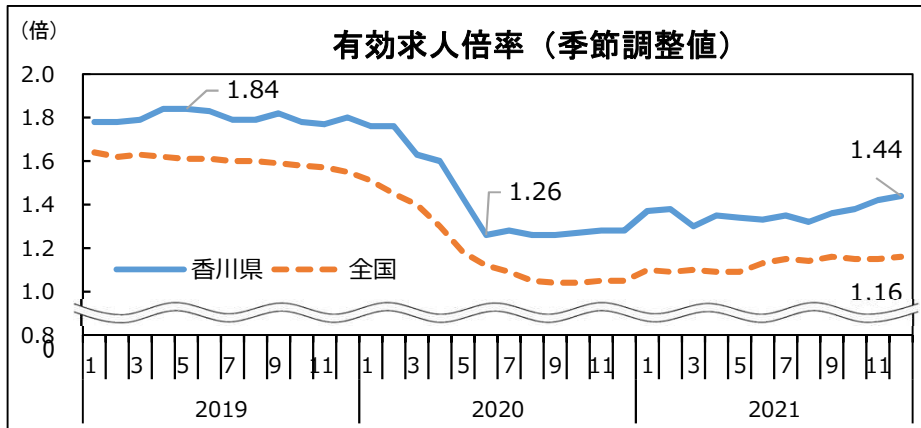
## 6 雇用等の状況

県内の有効求人倍率は、感染拡大前と比較すると依然低い水準にあるが、傾向としては上向いている。香川労働局は、令和3年12月の雇用情勢判断について、「依然として新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、持ち直しの動きが進んでいる」（前月から据え置き）としている。

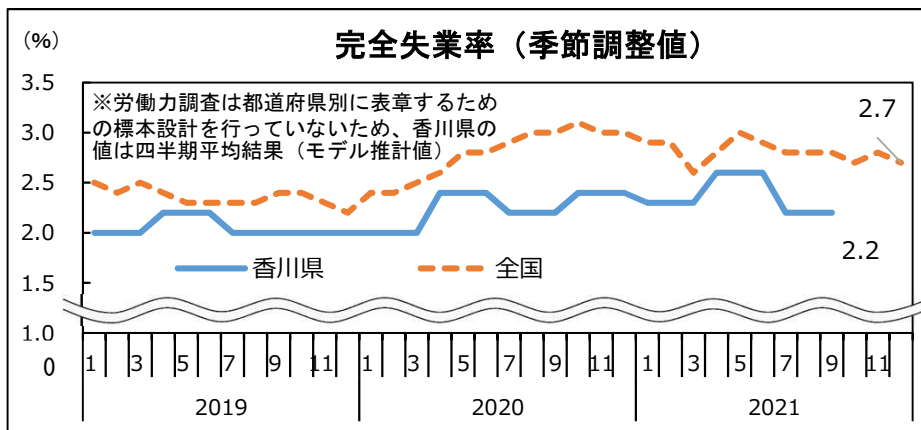
県内の完全失業率は、感染拡大以前と比較して微増しており、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数の累計は、全国では約12万8千人にのぼり、本県では554人となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内事業所の休業等について、国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主に対して支給する「香川県緊急雇用維持支援金」は、2022年2月18日時点で申請件数は2,420件、支給件数は2,218件、支給額は6,871万円となっている。

生活福祉資金特例貸付の貸付実績は2020年3月から2022年1月末までで、主に休業された方向けの緊急小口資金が8,595件、約16億円、主に失業された方向けの総合支援資金が7,293件、約36億円となっている。



香川労働局「労働市場の動向」より



総務省統計局「労働力調査」より

### 解雇等見込み労働者数（累計数）の大きな上位10業種 （全国累計、2020.1.31～2022.2.18現在集計分）

業種	人数
全体	127,996
製造業	30,776
小売業	17,953
飲食業	14,266
宿泊業	14,111
卸売業	7,475
サービス業	6,793
労働者派遣業	5,993
娯楽業	4,416
道路旅客運送業	4,338
運輸業	4,025

(人)

うち、  
香川県は、554名  
(内訳は非公表)

厚生労働省  
「新型コロナウイルス感染症  
に起因する雇用への影響に関  
する情報について」より

### 香川県緊急雇用維持支援金

2021年7月29日～2022年2月18日現在

	申請件数	支給件数	支給額
合計	2,420件	2,218件	68,714千円

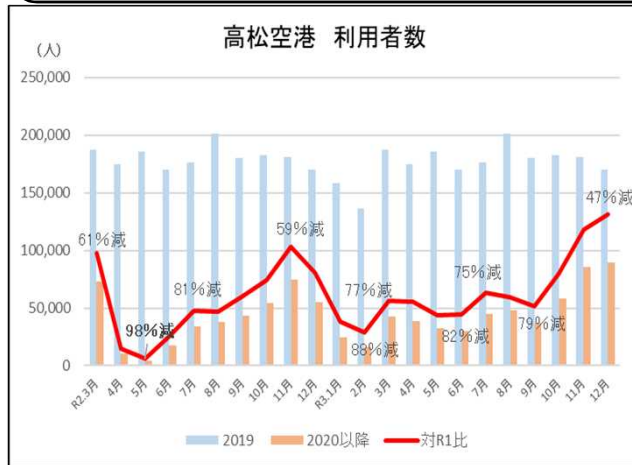
### 生活福祉資金特例貸付の貸付実績

2020年3月25日～2022年1月末現在

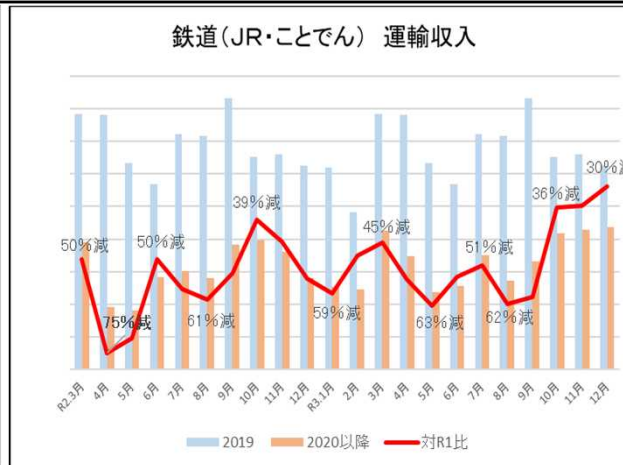
	緊急小口資金	総合支援資金	合計
貸付件数	8,595件	7,293件	15,888件
貸付金額	1,619,840千円	3,563,495千円	5,183,335千円

# 7 交通事業者の状況

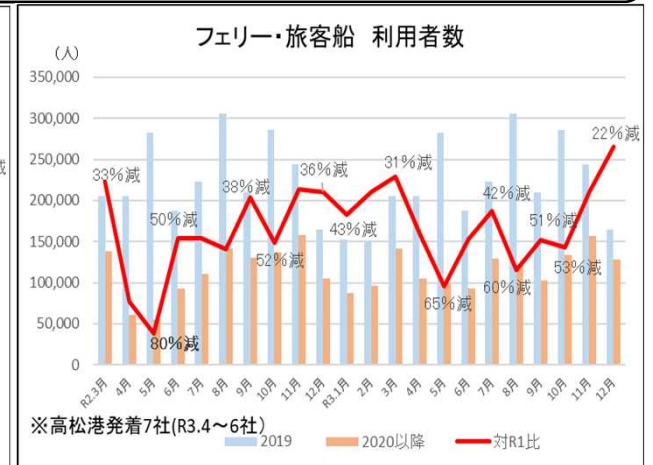
県内公共交通機関の利用者数や運輸収入については、昨年10月以降回復傾向にあったが、年間を通じて利用者数等は対R元年比30%以上の減少となっており、交通事業者の経営状況は、依然として厳しい状況にある。また、交通事業者のヒアリング結果から、まん延防止等重点措置が実施された直近は、利用者が減少しており、状況は厳しいとの声があがっている。



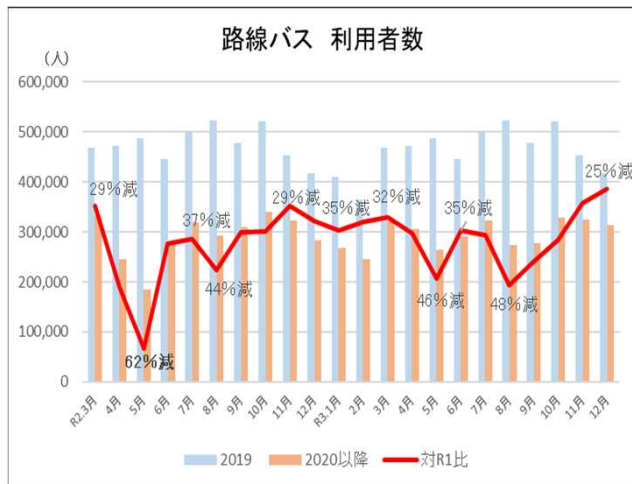
高松空港株式会社資料より



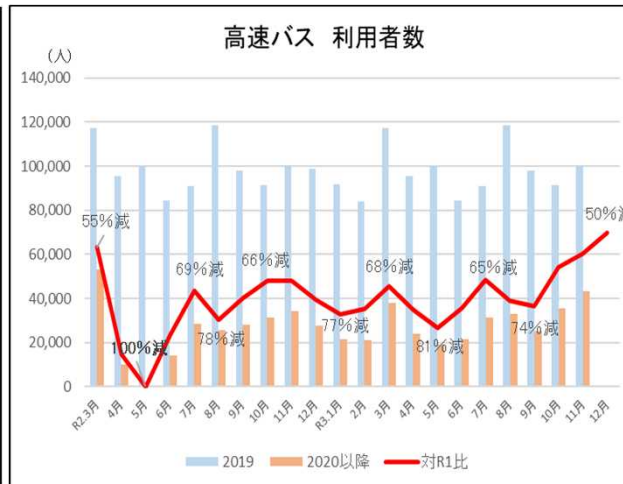
JR四国、ことでん資料より



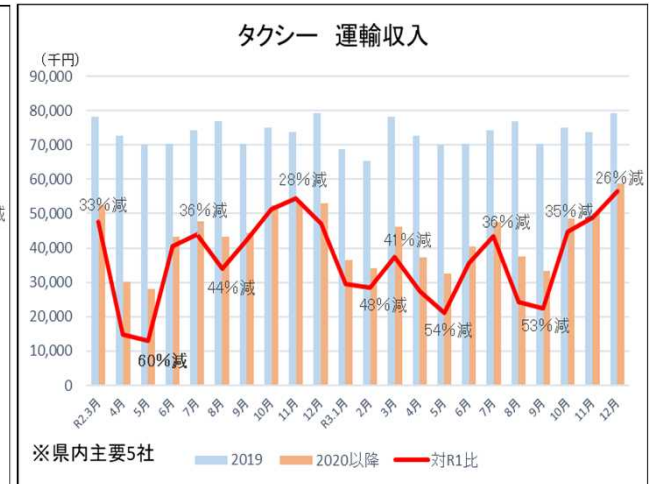
港湾調査(速報値)より



香川県バス協会資料より



香川県バス協会資料より



香川県タクシー協同組合資料より

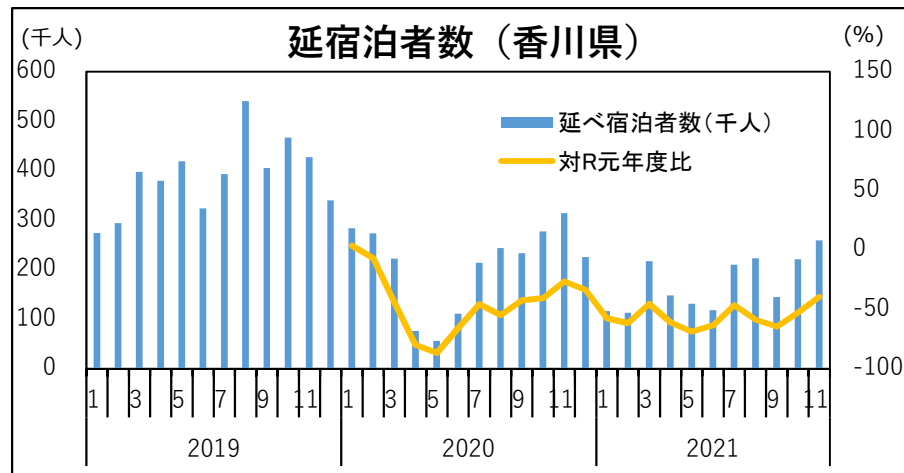
## 交通事業者からのヒアリング結果(オミクロン株の感染拡大による影響について)

- ・鉄道事業者：昨年末までは利用状況が上向いていたが、1月に入って徐々に減少し、2月に入ってからは目に見えて減少。定期外利用(観光客等)はもちろん、定期利用(通勤・通学)も減少している。
- ・バス事業者：路線バスは昨年よりも厳しい。集客施設を通る路線の減少幅が大きい、通院客も減っている。
- ・タクシー事業者：夜8時以降は人がおらず、昨年8月よりも厳しい。

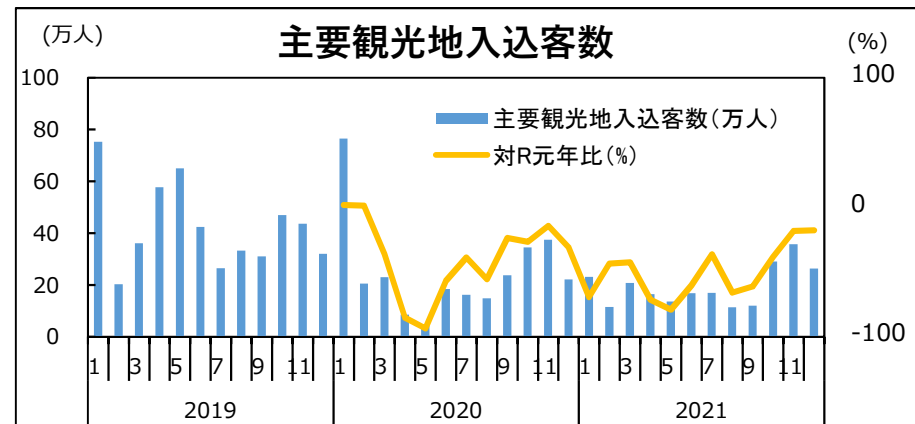
## 8 観光関係

県内の延宿泊者数や主要観光地入込客数は、県民等を対象にした宿泊助成事業等により、一昨年5月を底に11月まで回復傾向にあったが、一昨年12月から減少に転じている。延宿泊者数は、2019年の同月比5割程度で推移している。また、外国人延宿泊者数は、依然として大きく落ち込んだままとまっている。

また、県ホテル旅館生活衛生同業組合によると、1月21日からのまん延防止等重点措置の実施以降、宿泊のキャンセルが大幅に増加し、2月以降の宿泊予約数も大幅に減少しているとのことである。



「宿泊旅行統計調査」（観光庁）より



### 県内宿泊助成事業の状況（再掲）

#### (1) うどん県泊まって癒され再発見キャンペーン

○実施期間 2020年6月19日～7月31日宿泊分

#### (2) うどん県泊まったらかわ割

○実施期間 2020年8月1日～2021年7月26日宿泊分

※2021年のGW（4/29～5/4）期間中は適用除外

※2020年12月28日～2021年2月19日の間の

新規・既存予約の適用停止

※2月20日の再開以降、

感染拡大防止集中対策期の間の新規予約、

緊急事態対策期の新規・既存予約の適用停止

#### (3) 新うどん県泊まったらかわ割

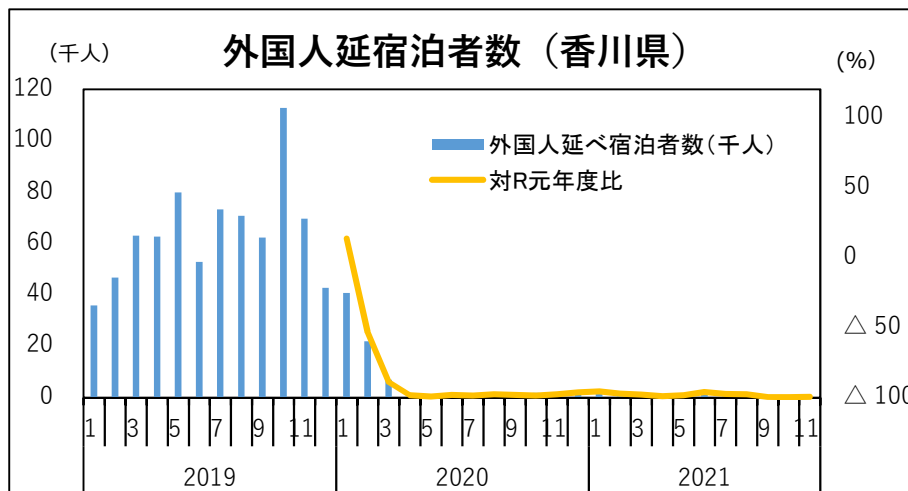
○実施期間 2021年7月27日～2022年3月10日宿泊分

※8/3～10/8の間の新規予約、

8/19～9/30の間の既存予約の適用停止

※1/21以降、まん延防止等重点措置の実施中における新規予約、

1/27～3/6の間の既存予約の適用停止



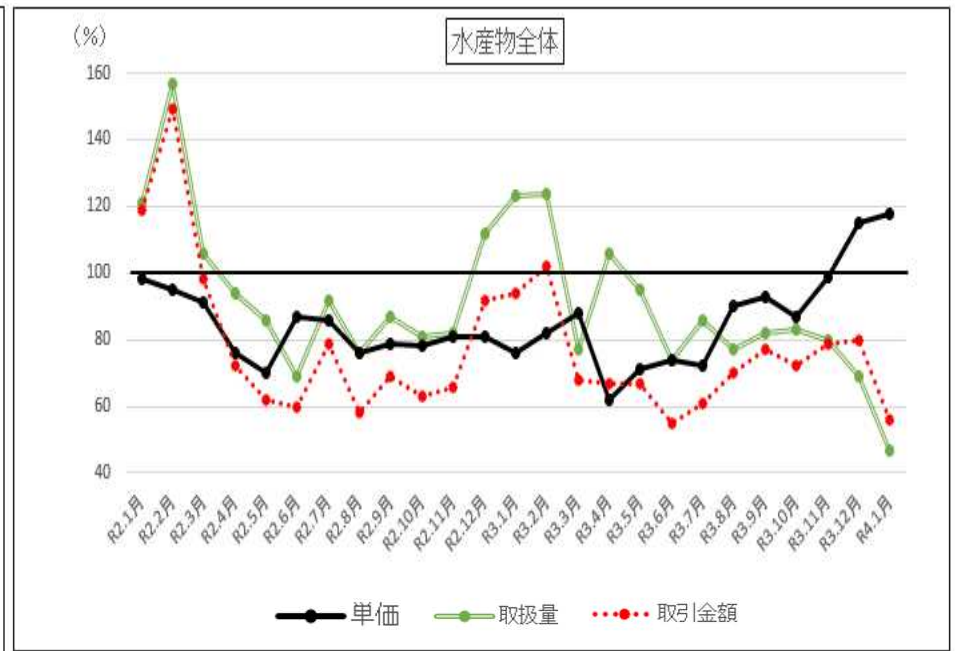
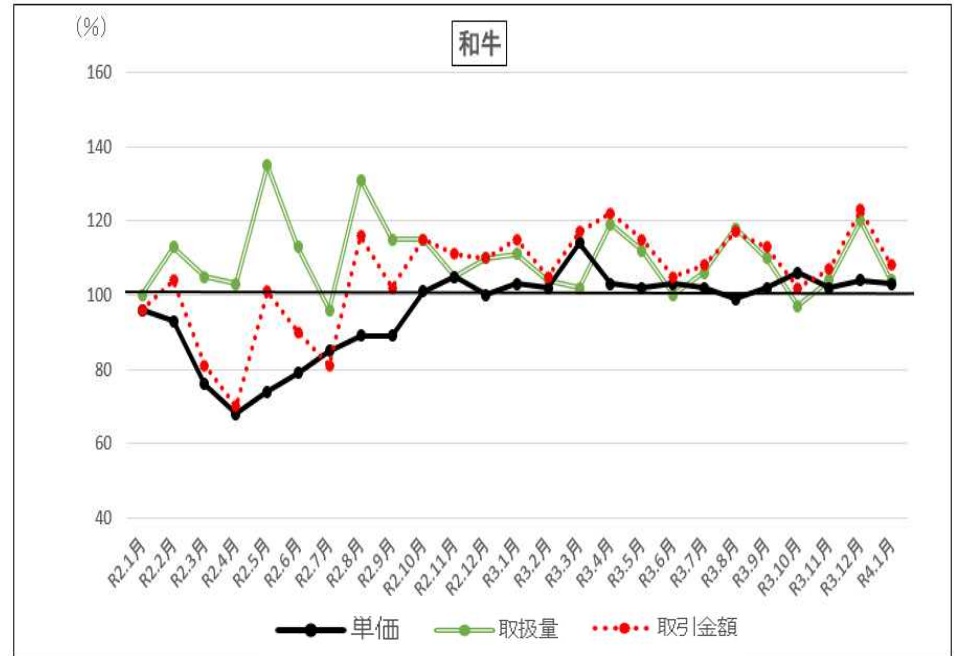
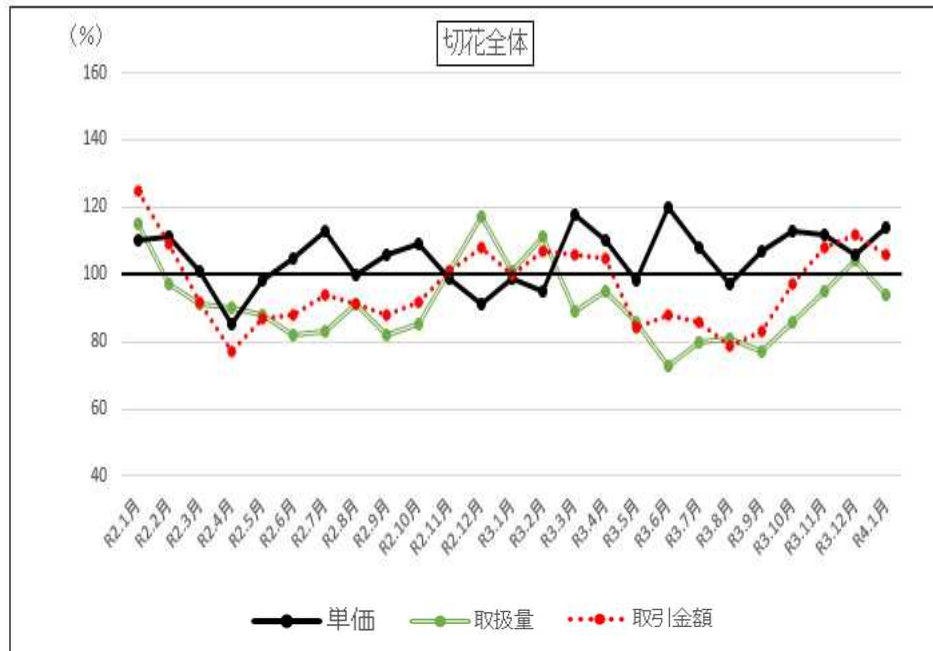
「宿泊旅行統計調査」（観光庁）より

# 9 農林水産業の状況

令和2年春頃に、需要が低迷した和牛、花き、水産物について「単価、取扱量、取引金額」をコロナ禍前の過去3か年平均と比較すると、和牛と切花の単価や取扱量は平年並みまで持ち直している。

一方、水産物は、単価の持ち直しが見られるものの、外食需要の減少が続いていること等に伴い、取扱量や取引金額は、低い水準で推移している。

※平成29年度～令和元年度の平均との比較



## 10 総括

- 一昨年の12月以降から昨年10月までの間「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる」とされていた本県の地域情勢は、昨年11月と12月には、その「影響が和らぐ」とされたが、本年1月以降の新型コロナウイルス感染症の再拡大によって、再び、昨年10月以前と同じ表現に戻されている。
- 各種の経済支援策の利用状況からは、幅広い業種において、経営への影響が続いており、業種別では、卸売業・小売業や宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業への影響が大きいと考えられる。
- 雇用関係は、12月時点で、「依然として新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、持ち直しの動きが進んでいる」とされている。
- 企業へのアンケート調査結果では、新型コロナウイルス感染症の業績への影響について、「マイナスの影響がある」と回答した県内事業者は約80%となっており、まん延防止等重点措置が実施される前の12月調査時（約72%）と比べて約8ポイント増加している。
- 公共交通の利用状況は、昨年10月～12月にかけては回復傾向となっているが、交通事業者へのヒアリングから、直近は利用者が減少しており、再度、減少に転じることが予想される。
- 観光関係の延宿泊者数や主要観光地入込客数は、県民等を対象にした宿泊助成事業等により、一昨年5月を底に11月まで回復傾向にあったが、一昨年12月から減少に転じている。また、関係団体へのヒアリングからも、今後も減少が続くことが予想される。
- 農林水産業では、需要が低迷していた和牛や花きの取引価格は平年並みまで持ち直している。一方、水産物に関しては、水産物は、単価の持ち直しは見られるものの、外食需要の減少が続いていること等に伴い、取扱量や取引金額は、低い水準で推移している。



本年1月以降のオミクロン株の影響を受けた感染者数の急増と、再度のまん延防止等重点措置の実施等により、昨年10月から12月にかけて回復の傾向が見られた県内経済は、再度の落ち込みが懸念される状況にある。県民生活を守り、県内経済を下支えすることで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が最小限となるよう、引き続き、感染防止対策と経済活動の両立を進める必要がある。

# 11 予算（その1）

## ■新型コロナウイルス感染症への対応予算（令和元年度2月補正～令和2年度2月追加補正まで）

項目	令和元年		令和2年度									
	2月補正	3月補正	4月補正	6月補正			8月補正	9月補正	11月補正	1月補正	2月補正	
		専決		専決	当初提案	追加提案	専決			専決	当初提案	追加提案
予算総額	3	281	4,203	3,010	3,488	14,381	2,300	16,206	5,468	81	1,631	▲3,227
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3	49	2,425		1,866	9,528		14,742	3,144	81	244	▲3,065
①相談体制の強化			4		39			24				▲16
②衛生用品の確保等		36	294		78	101		84			9	▲219
③検査体制の強化	2		84		27			56	198			▲7
④医療提供体制の整備・強化	1		646		1,676	6,532		12,286	2,946		111	▲1,890
⑤新型コロナウイルスワクチン接種の推進											4	95
⑥学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		13	295		1							▲214
⑦福祉サービス提供体制の確保			55		34	2,811		2,289		81	29	▲659
⑧休業要請等への協力促進			1,003									▲64
⑨情報発信の強化			17		10							▲4
⑩その他			27		1	84		3			91	▲87
2 雇用の維持・事業の継続			1,312	3,010	22	3,347		21	2,100		198	292
①雇用の維持			630		12	35		3				▲596
②事業者の資金繰り対策			680			1,297		18			192	▲797
③事業継続支援			2	3,010	10	2,015			2,100		6	1,685
3 県民の生活支援		232	449			805		951			941	▲18
①生活支援		232	449			766		950			941	▲8
②修学継続支援						39		1				▲10
4 学校の再開・学びの保障						168		4			3	▲15
①教育体制の緊急整備						151		3				▲10
②部活動の再開支援						17						▲5
③安心できる教育環境の緊急整備												
④その他								1			3	
5 地域経済の回復・活性化					1,199	436	2,300	395			127	▲360
①事業者のチャレンジ支援					705		2,300					▲146
②飲食業の支援					80							0
③食品産業の支援					23							
④県産品の販売促進					4			12				▲1
⑤農畜水産業の支援					387			64				▲188
⑥観光産業の支援						421		5				0
⑦文化芸術活動・イベント等の支援						15						▲4
⑧公共交通機関の支援								311			127	▲20
⑨林業の支援								3				▲1
6 感染症に強い社会・経済構造の構築			17		401	97		93	224		118	▲61
①情報通信技術の普及・浸透			17		401	36		69	224		118	▲35
②感染防止対策の普及・浸透						61		10				▲19
③企業の生産性向上・競争力強化・誘致								14				▲7

（単位：百万円）

※端数調整の関係で合計が合わない場合があります。

# 11 予算（その2）

## ■新型コロナウイルス感染症への対応予算（令和3年度当初～令和3年度2月補正まで）

（単位：百万円）

項目	令和3年度																		
	R3 当初	4月補正		5月補正		6月補正		8月補正			9月補正		11月補正		1月 補正	2月補正			
		専決	当初 提案	追加 提案	専決 1	専決 2	当初 提案	追加 提案	専決 1	専決 2	専決 3	当初 提案	追加 提案	当初提案		追加 提案	専決	当初 提案	追加 提案
														通常 補正	減額 補正				
予算総額	10,546	2,442	1,919	2,253	3,586	2,253	4,200	1,131	1,257	2,586	1,540	15,466	3,814	4,189	▲ 3,825	2,746	3,546	6,254	3,190
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	7,302	2,442	1,091	2,253	3,586	2,253	1,047	1,131	1,257	2,586	1,540	12,907	3,650	226	▲ 3,401	2,746	3,546	94	3,190
①相談体制の強化	40											37							
②衛生用品の確保等	161																		
③検査体制の強化	266		72		81		110		36			175				2,035			
④医療提供体制の整備・強化	6,649						904					10,971	79	143		643		1	
⑤新型コロナウイルスワクチン接種の推進	27							1,131				1,388		17				93	
⑥学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備																			
⑦福祉サービス提供体制の確保	52		9									33		39		68			
⑧休業要請等への協力促進		2,442		2,253	3,505	2,253	13		1,221	2,586	1,540	15	3,571		▲ 3,400		3,546		3,190
⑨情報発信の強化	11						20					20		20					
⑩その他	96		1,010									268		7					
2 雇用の維持・事業の継続	2,744						1,162					1,327		3	▲ 424			3	
①雇用の維持	5						198					231						3	
②事業者の資金繰り対策	2,719																		
③事業継続支援	20						964					1,096		3	▲ 424				
3 県民の生活支援	7		828									1,169		1,221				2,790	
①生活支援	3		828									1,169		1,221				2,790	
②修学継続支援	4																		
4 学校の再開・学びの保障	63												164						
①教育体制の緊急整備	63																		
②部活動の再開支援																			
③安心できる教育環境の緊急整備													164						
④その他																			
5 地域経済の回復・活性化	254						1,991					63		2,739				2,098	
①事業者のチャレンジ支援														2,476					
②飲食業の支援																			
③食品産業の支援																			
④県産品の販売促進												24							
⑤農畜水産業の支援												35							
⑥観光産業の支援	245						1,860											2,098	
⑦文化芸術活動・イベント等の支援	9																		
⑧公共交通機関の支援							131							263					
⑨林業の支援												4							
6 感染症に強い社会・経済構造の構築	176																	1,269	
①情報通信技術の普及・浸透	120																	1,259	
②感染防止対策の普及・浸透	3																		
③企業の生産性向上・競争力強化・誘致	53																		10

※端数調整の関係で合計が合わない場合があります。

※令和3年6月追加補正の段階で、ワクチン接種関係の推進事業を再整理（令和2年2月補正、令和3年当初の事業区分変更）

# 11 予算（その3）

## ■新型コロナウイルス感染症への対応予算（令和4年度）

項目	令和4年度					
	R4 当初	合 計	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
予算総額	19,842	136,759	284	47,541	69,092	19,842
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	12,333	90,797	52	28,965	49,447	12,333
①相談体制の強化	144	273	0	52	77	144
②衛生用品の確保等	229	773	36	347	161	229
③検査体制の強化	1,370	4,503	2	357	2,774	1,370
④医療提供体制の整備・強化	9,621	51,319	1	22,307	19,390	9,621
⑤新型コロナウイルスワクチン接種の推進	734	3,489	0	100	2,656	734
⑥学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		95	13	81	0	
⑦福祉サービス提供体制の確保	47	4,888		4,640	202	47
⑧休業要請等への協力促進		23,674		939	22,735	
⑨情報発信の強化	21	114		23	71	21
⑩その他	167	1,667		119	1,381	167
2 雇用の維持・事業の継続	2,081	17,198		10,303	4,814	2,081
①雇用の維持	2	524		84	437	2
②事業者の資金繰り対策	2,052	6,161		1,390	2,719	2,052
③事業継続支援	27	10,513		8,829	1,658	27
3 県民の生活支援	7	9,382	232	3,127	6,016	7
①生活支援	6	9,347	232	3,097	6,011	6
②修学継続支援	1	35		30	5	1
4 学校の再開・学びの保障	59	446		160	227	59
①教育体制の緊急整備	59	266		144	63	59
②部活動の再開支援		12		12	0	
③安心できる教育環境の緊急整備		164			164	
④その他		4		4	0	
5 地域経済の回復・活性化	5,258	16,498		4,097	7,143	5,258
①事業者のチャレンジ支援		5,335		2,859	2,476	
②飲食業の支援		80		80	0	
③食品産業の支援		23		23	0	
④県産品の販売促進		38		14	24	
⑤農畜水産業の支援		298		263	35	
⑥観光産業の支援	5,220	9,849		426	4,203	5,220
⑦文化芸術活動・イベント等の支援	38	58		11	9	38
⑧公共交通機関の支援		811		418	393	
⑨林業の支援		5		2	4	
6 感染症に強い社会・経済構造の構築	104	2,438		889	1,445	104
①情報通信技術の普及・浸透	74	2,284		830	1,379	74
②感染防止対策の普及・浸透	1	55		52	3	1
③企業の生産性向上・競争力強化・誘致	29	99		7	63	29

（単位：百万円）

※端数調整の関係で合計が合わない場合があります



# 参考 1

## ○香川県営業時間短縮協力金

(第1次～第8次については全件支払い済み)

	時短要請期間 (対象区域)	1店舗当たり支払額	申請受付期間	申請件数 (件)	支払件数 (件)	支払額累計 (千円)
第1次	4月7日～4月20日	【要請に応じた日数】×4万円	5月6日～6月15日 <sup>※1</sup>	3,323	3,288	1,888,240
第2次	4月28日～5月11日	・中小企業 【要請に応じた日数】×2.5～7.5万円 <sup>※2</sup> ・大企業(中小企業も選択可) 【要請に応じた日数】×最大20万円 <sup>※3</sup>	5月26日～7月5日 <sup>※1</sup>	3,186	3,175	1,592,356
第3次	5月12日～5月31日	・中小企業 【要請に応じた日数】×2.5～7.5万円 <sup>※2</sup> ×1.1 ・大企業(中小企業も選択可) 【要請に応じた日数】×最大20万円 <sup>※3</sup> ×1.1	6月10日～7月26日 <sup>※1</sup>	3,317	3,304	2,490,079
第4次	6月1日～6月14日	(第2次に同じ)	6月24日～8月31日	3,187	3,176	1,449,182
第5次	8月7日～8月19日 (高松市内全域)	(第3次に同じ)	8月31日～10月15日	1,880	1,876	950,923
第6次	8月20日～9月12日 (高松市内全域)	・中小企業 【要請に応じた日数】×3～10万円 <sup>※2</sup> ・大企業(中小企業も選択可) 【要請に応じた日数】×最大20万円 <sup>※4</sup>	9月24日～11月5日	1,952	1,941	2,025,568
第7次	8月27日～9月12日 (高松市以外の市町)	(第3次に同じ)	9月24日～11月5日	1,545	1,516	895,360
第8次	9月13日～9月30日	■高松市内の飲食店 ・中小企業 【要請に応じた日数】×3～10万円 <sup>※2</sup> ・大企業(中小企業も選択可) 【要請に応じた日数】×最大20万円 <sup>※4</sup> ■高松市以外の飲食店 ・中小企業 【要請に応じた日数】×2.5～7.5万円 <sup>※2</sup> ×1.1 <sup>※5</sup> ・大企業(中小企業も選択可) 【要請に応じた日数】×最大20万円 <sup>※3</sup> ×1.1 <sup>※5</sup>	10月12日～11月22日	3,455	3,446	2,417,743

## 参考 2

### ○香川県営業時間短縮協力金

	時短要請期間 (対象区域)	1店舗当たり支払額	申請受付期間	申請件数 (件)	支払件数 (件)	支払額累計 (千円)
第9次	・綾川町、まんのう町、 直島町以外の市町 1月21日～2月13日	かがわ安心飲食店認証制度の認証店 …下記パターンA,Bのいずれかを選択可能 非認証店 …下記パターンAのとおり	2月28日～4月8日	—	—	—
	・綾川町、まんのう町 1月25日～2月13日  ・直島町 2月2日～2月13日	<b>■パターンA</b> ( 営業時間：午前5時から午後8時まで ) ( 酒類提供：行わない(持込みを含む) ) ・中小企業 【要請に応じた日数】×3～10万円※2 ・大企業(中小企業も選択可) 【要請に応じた日数】×最大20万円※4				
第10次	2月14日～3月6日	<b>■パターンB</b> ( 営業時間：午前5時から午後9時まで ) ( 酒類提供：午後8時まで ) ・中小企業 【要請に応じた日数】×2.5～7.5万円※2 ・大企業(中小企業も選択可) 【要請に応じた日数】×最大20万円※3	3月下旬に開始予定	—	—	—

※1：8月2日～8月31日に再受付を実施した。

※2：1日当たりの売上高による。

※3：1日当たりの売上高及び売上高減少額による。

※4：1日当たりの売上高減少額による。

※5：9月25日から30日までの期間は、1割増しは無し。

## 参考 3

### ○香川県大規模施設等営業時間短縮協力金

	時短要請期間	支払額	申請受付期間	申請件数(件)	支払件数(件)	支払額累計(千円)
第1次	8月20日～9月12日	(主なもの) ・大規模施設運営事業者 自己利用部分面積 <sup>(※1)</sup> 1,000 <sup>m<sup>2</sup></sup> <sup>(※2)</sup> ごとに20万円 ×短縮した時間／本来の営業時間 ×日数(定休日を除く。) (※1：事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、営業時間短縮要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積とする。) (※2：1,000 <sup>m<sup>2</sup></sup> を1単位とし、単位未満切捨てとする。1,000 <sup>m<sup>2</sup></sup> 未満の場合は1,000 <sup>m<sup>2</sup></sup> とみなす。)	9月24日～11月5日	128	126	108,985
第2次	9月13日～9月30日	・テナント事業者 店舗等面積100 <sup>m<sup>2</sup></sup> <sup>(※)</sup> ごとに2万円 ×短縮した時間／本来の営業時間 ×日数(定休日を除く。) (※：100 <sup>m<sup>2</sup></sup> を1単位とし、単位未満切捨てとする。100 <sup>m<sup>2</sup></sup> 未満の場合は100 <sup>m<sup>2</sup></sup> とみなす。)	10月12日～11月22日	114	114	84,635

### ○かがわ安心飲食店認証取得制度 (感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証)

令和4年2月22日現在

	申請受付期間	申請件数(件)	認証・交付決定件数(件)	交付決定金額累計(千円)
認証申請	R3.6.14～	2,972	2,794	
認証取得補助金(認証取得に要した経費の一部を補助)	R3.6.14～R4.1.31	1,909	1,409	168,984
認証取得応援金(認証取得の促進、継続対策の支援)	R3.10.25～12.15	2,311	2,297	229,700



令和4年3月4日  
部署名：交流推進部観光振興課  
総務・誘客推進グループ  
担当者：仲川、長尾  
連絡先：ダイヤル 087-832-3361  
087-831-1111（内線 3513）

## 「新うどん県泊まってかがわ割」の取扱いについて

「新うどん県泊まってかがわ割」については、令和4年3月10日(木)までに  
出発・宿泊する旅行を助成対象として実施してまいりましたが、本県におけ  
る「まん延防止等重点措置」適用の延長に伴い、引き続き、同日までに出発  
する旅行について助成の適用を停止いたします。

なお、国の要綱改正等に伴い、助成対象期間については下記のとおり延長  
いたします。但し、事業の再開については未定です。

### 1 助成停止について

○対象者：香川県、徳島県、愛媛県、兵庫県、岡山県の在住者

○停止内容：当面の間、助成の適用を停止

(\* 3月6日(日)までに出発する旅行について、既に助成を停止しています。)

### 2 キャンセル料について

キャンセル料の補填は行いません

### 3 助成対象期間の延長

令和4年3月31日(木)までに出発・宿泊する旅行

### 4 問合せ先

#### 【新うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住 所：〒760-0017 高松市番町1丁目6-6（甲南アセット番町ビル3F）

営業時間：10：00～17：00

公式HP：<https://www.new-kagawa-war i.com>



# 学校における対応について

## 資料4-2

3月7日～21日の間、下記のとおり対応し、引き続き、学校における感染拡大防止の徹底を図るよう、県立学校長に通知する。また、市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼する。

### 【基本的事項の徹底について】

- マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなど基本的な感染症対策を徹底すること。
- 特に、学校行事等の開催にあたって、3密の回避を徹底すること。

### 【感染症対策について】

- 感染拡大防止に向け、「学校における感染症予防対策ガイドライン」、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ること。
- オミクロン株による学校に関連した感染拡大も懸念されることから、健康観察を徹底すること。
- 本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校や出勤を控えるよう周知徹底し、出席停止扱いとする等、柔軟な対応をとること。
- 感染者が発生した場合は、別添のフローチャートに基づき、感染者と同じクラスや部活動の生徒等に対してPCR検査を行う「学校感染対策検査実施事業」を例外なく実施するとともに、検査中の間を含め迅速に学級閉鎖等の臨時休業を実施するなど、厳格な運用を行うこと。
- 原則として、半日授業とすること。（県立中・高等学校）

## 【部活動について】

	区 分	実施の可否
ア	自校のみの練習	×※
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	×
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

※ 全国大会・四国大会・上位大会につながる県大会に参加する場合に限り、大会の3週間前から、新たに策定した「部活動実施マニュアル」を遵守し、感染症対策を徹底することを前提に、校長が慎重に判断し、平日2時間、休業日3時間以内で、必要最少人数での練習を可とする。

## 【特別活動等について】

- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、原則として実施しないこと。
- 宿泊を伴わない活動は、感染状況等を勘案のうえ、実施の可否を慎重に判断すること。実施にあたっては、感染症対策を徹底すること。
- 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団学習は、宿泊・日帰りともに受入れを行わない。

# 県立学校におけるPCR検査について

## 【学校感染対策検査実施事業】

### 感染が判明

感染者は出席停止

<本人・保護者からの情報収集、学校医・学校薬剤師等との連携、学校設置者との連携>  
<臨時休業の範囲（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）及び期間の判断（保健体育課に相談）>

### 臨時休業（原則3日）

※教育委員会（高校教育課、特別支援教育課）から検査キットを調達

#### 検査キットを配付

感染者と同じクラスや部活動

唾液を自主採取し投函

検査機関による検査

結果判明（本人、学校）

陰性

再開

陽性判明

- ①陽性者は医療機関受診
- ②他の児童・生徒についての対応及び再開の時期は、学校医の助言を受け、保健体育課に相談

まん延防止等

重点措置

1月21日(金)～3月21日(月)